

IV 参 考 资 料

1 令和3年度の地方財政

(1) 令和3年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、令和2年12月18日閣議了解、令和3年1月18日閣議決定された。この中で、以下の令和2年度の経済動向、令和3年度の経済財政運営の基本的態度及び令和3年度の経済見通しが示された。

(ア) 令和2年度の経済動向

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定・同月20日変更閣議決定)、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

こうした中、政府は、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定。以下「総合経済対策」という。)を策定し、また、令和2年度第3次補正予算を編成した。また、最近の感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、令和2年度第3次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じていく。

今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

物価の動向をみると、原油価格下落等により、消費者物価(総合)は前年比でマイナスとなっている。

この結果、令和2年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率はマイナス5.2%程度、名目国内総生産(名目GDP)成長率はマイナス4.2%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)変化率はマイナス0.6%程度と見込まれる。

(イ) 令和3年度の経済財政運営の基本的態度

経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。

総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資をはじめとする民間需要を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需の自律的な回復も相まって、民需主導の成長軌道に戻していく。

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含め、集中投資・実装とその環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。

2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。

また、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化する。都会から地方へ、また企業間で、さらには中小企業やベンチャーへなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代をはじめ、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援する。若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組む。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点からの多角的自由貿易体制の維持・強化など重要課題への取組を行う。

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定。以下「骨太方針2020」という。）に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する。

日本銀行には、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

（ウ）令和3年度の経済見通し

令和 3 年度については、「令和 3 年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、総合経済対策を円滑かつ着実に実施すること等により、令和 3 年度の実質 GDP 成長率は 4.0% 程度、名目 GDP 成長率は 4.4% 程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。

物価については、経済の改善に伴い、需給が引き締まる中で、デフレへの後戻りが避けられ、消費者物価（総合）は 0.4% 程度と緩やかに上昇することが見込まれる。

ただし、引き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

イ 国の予算

「令和 3 年度予算編成の基本方針」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）及び「令和 3 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、同月 21 日、令和 3 年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和 3 年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）令和 3 年度予算の基本的な考え方

- a 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、経済の水準は依然コロナ前を下回っており、また感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
- b 内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講じるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行う。我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍を超えて膨らむ見込みであるなど、引き続き、厳しい状況にある中で、「経済あつての財政」との考え方の下、経済財政運営に万全を期するとともに、骨太方針 2020 に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、二度とデフレに戻ることがないよう、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する。
- c 国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。骨太方針 2020 に掲げられている主な施策項目及びそれを具体化する成長戦略の実行計画を踏まえ、以下の視点から、ポストコロナの新しい社会をつくっていく。

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含め、集中投資・実装とその環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。

2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。

また、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化する。都会から地方へ、また企業間で、さらには中小企業やベンチャーへなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代をはじめ、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援する。若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組む。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点からの多角的自由貿易体制の維持・強化など重要課題への取組を行うとともに、新たな国際秩序に向けて、我が国として、外交力の強化や必要な防衛力の整備等の安全保障の強化に取り組む。

(イ) 令和3年度予算編成についての考え方

- a 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進していくよう、上記の基本的な考え方を踏まえ、令和3年度予算編成を行う。

感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す。

b あわせて、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民間投資を促進するなど民需主導の成長軌道に戻していくため、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進^{*1}など安全・安心の確保を柱とし策定された総合経済対策に基づき、いわゆる「15 か月予算」の考え方で、新たに令和 2 年度第 3 次補正予算を、令和 3 年度当初予算と一体として、編成する。

c 令和 3 年度予算は、骨太方針 2020 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することで、これまでの歳出改革の取組を継続し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとメリハリ付けを行う。新経済・財政再生計画の改革工程表について、骨太方針 2020 を踏まえて改定するとともに、改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、骨太方針 2020 を踏まえて一般財源の総額を確保しつつ、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

d さらに、行政事業レビューを適切に実施するとともに、デジタル化を踏まえた EBPM の仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きの強化により、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングを徹底する。このため、広く国民各層の意識改革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等の取組を EBPM と一体として推進する。

このような方針に基づいて編成された令和 3 年度一般会計歳入歳出概算の規模は 106 兆 6,097 億円で、前年度当初予算と比べると 3 兆 9,517 億円増（3.8% 増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は 9,318 億円で、前年度当初予算と比べると 1 兆 1,422 億円減（55.1% 減）となった。

財政投融资計画の規模は 40 兆 9,056 億円で、前年度計画額と比べると 27 兆 6,861 億円増（209.4% 増）となった。

なお、令和 3 年度当初予算案は、令和 3 年 1 月 18 日に第 204 回通常国会に提出され、同年 3 月 26 日に成立した。

(2) 地方財政計画

令和 3 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和 2 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、令和 2 年 12 月 10 日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和 3 年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和 3 年度の地方財政計画を策定した。

ア 通常収支分

- (ア) 地方税制については、令和 3 年度地方税制改正では、令和 3 年度評価替えに際しての固定資産税等の負担調整措置や車体課税の見直しなどの税制上の措置を講じることとしている。
- (イ) 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。
 - a 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等により対処することとした残余については、令和 2 年度に講じた令和 4 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - b これに基づき、令和 3 年度の財源不足見込額 10 兆 1,222 億円については、次の補填措置を講じる。

(a) 地方交付税については、令和元年度分の精算による4,811億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により2兆1,915億円(地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,092億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める「乖離是正分加算額」の前倒し2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額1兆7,169億円)増額する。

また、令和2年度の交付税特別会計借入金の償還予定額5,000億円のうち国の加算により償還財源を確保した分を控除した額2,500億円を繰り延べた上で令和3年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、令和3年度の交付税特別会計借入金の償還予定額6,000億円を繰り延べる。このほか、交付税特別会計剰余金1,500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(b) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を5兆4,796億円発行する。

(c) 建設地方債(財源対策債)を7,700億円増発する。

c 交付税特別会計借入金については、令和3年度は償還を繰り延べた上で、令和4年度は1,000億円、令和5年度は3,000億円、令和6年度は5,000億円を償還、令和7年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和38年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

d 上記の結果、令和3年度の地方交付税については、17兆4,385億円(前年度比8,503億円、5.1%増)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、13兆6,372億円(普通会計分11兆2,407億円、公営企業会計等分2兆3,965億円)とする。

(エ) 地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

- a 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、一般行政経費に新たに「地域デジタル社会推進費」を2,000億円計上する。
 - b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)計上する。
 - c 「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円(前年度同額)計上する。
 - d 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災、国土強靱化を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円(前年度同額)、4,000億円(前年度比1,000億円、33.3%増)を計上することとしており、全体で前年度に比し1.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - e 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - f 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - g 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の平年度化に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - h 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
 - i 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,326 億円を確保する。また、一般財源充当分として 2 億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、11 億円（普通会計分 8 億円、公営企業会計等分 3 億円）とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 3,328 億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～令和 5 年度）による地方税の収入見込額として 744 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 345 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和 3 年度の地方財政計画は、[第 58 表](#)のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は 89 兆 8,060 億円で、前年度と比べると 9,337 億円減（1.0% 減）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 3,328 億円で、前年度と比べると 5,656 億円減（63.0% 減）、全国防災事業が 1,090 億円で、前年度と比べると 2 億円減（0.2% 減）となった。

第58表 令和3年度地方財政計画歳入歳出一覧（その1 通常収支分）

（単位 億円・％）

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	382,704	409,366	△ 26,662	△ 6.5
	（ 猶 予 特 例 分 除 き ）	380,802	409,366	△ 28,564	△ 7.0
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
	（ 猶 予 特 例 分 除 き ）	18,219	26,086	△ 7,867	△ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地 方 交 付 税	174,385	165,882	8,503	5.1
	国 庫 支 出 金	147,631	152,157	△ 4,526	△ 3.0
	地 方 債	112,407	92,783	19,625	21.2
	うち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	31,398	23,399	74.5
	うち 財 源 対 策 債	7,700	7,700	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
	雑 収 入	43,754	43,776	△ 22	△ 0.1
	復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 2	△ 86	84	△ 97.7
	全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 345	△ 335	△ 10	3.0
	計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0
	一 般 財 源 （ 猶 予 特 例 分 除 き ） （ 水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス ） （ 猶 予 特 例 分 除 き ）	一 般 財 源	633,577	634,318	△ 741
（ 猶 予 特 例 分 除 き ）		631,432	634,318	△ 2,886	△ 0.5
（ 水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス ）		622,077	617,518	4,559	0.7
（ 猶 予 特 例 分 除 き ）		619,932	617,518	2,414	0.4
歳 出	給 与 関 係 経 費	201,540	202,876	△ 1,336	△ 0.7
	退 職 手 当 以 外	186,816	187,553	△ 737	△ 0.4
	退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
	一 般 行 政 経 費	408,824	403,717	5,107	1.3
	補 助	229,416	227,126	2,290	1.0
	単 独	148,296	147,510	786	0.5
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	-	2,000	皆増
	公 債 費	117,799	116,979	820	0.7
	（ 猶 予 特 例 債 除 き ）	115,654	116,979	△ 1,325	△ 1.1
	維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6
	うち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100	900	200	22.2
	投 資 的 経 費	119,273	127,614	△ 8,341	△ 6.5
	直 轄 ・ 補 助	57,136	66,477	△ 9,341	△ 14.1
	単 独	62,137	61,137	1,000	1.6
	うち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	うち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	うち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	3,000	1,000	33.3
	公 営 企 業 繰 出 金	24,430	24,942	△ 512	△ 2.1
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	14,718	15,138	△ 420	△ 2.8
	そ の 他	9,712	9,804	△ 92	△ 0.9
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5
	計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0
	（ 水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス ）	886,560	890,597	△ 4,037	△ 0.5
	地 方 一 般 歳 出	754,043	758,480	△ 4,437	△ 0.6

第58表 令和3年度地方財政計画歳入歳出一覧（その2 東日本大震災分）（単位 億円・%）

(1) 復旧・復興事業

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
	一般財源充当分	2	86	△ 84	△ 97.7
	国庫支出金	1,913	5,065	△ 3,152	△ 62.2
	地方債	8	15	△ 7	△ 46.7
	雑収入	79	76	3	3.9
	計	3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0
歳 出	給与関係経費	65	71	△ 6	△ 8.5
	一般行政経費	1,686	1,748	△ 62	△ 3.5
	補単	1,003	1,104	△ 101	△ 9.1
	公債費	683	644	39	6.1
	投資的経費	79	75	4	5.3
	直轄・補	1,497	7,075	△ 5,578	△ 78.8
	単	1,410	6,941	△ 5,531	△ 79.7
	公営企業繰出金	87	134	△ 47	△ 35.1
	計	1	15	△ 14	△ 93.3
	計	3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0

(2) 全国防災事業

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地方税	744	756	△ 12	△ 1.6
	一般財源充当分	345	335	10	3.0
	雑収入	1	1	0	0.0
	計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
歳 出	公債費	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
	計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2

また、令和3年度の地方債計画の規模は、通常収支分が13兆6,372億円（普通会計分11兆2,407億円、公営企業会計等分2兆3,965億円）で、前年度と比べると1兆9,037億円増（16.2%増）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が11億円（普通会計分8億円、公営企業会計等分3億円）で、前年度と比べると13億円減（54.2%減）となった。

(3) 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用及び補正予算

ア 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用

令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和3年4月30日に5,000億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を創設し、5,000 億円を計上することとされた。

イ 令和 3 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用とそれに伴う地方財政措置等

（ア）予備費の使用

令和 3 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和 3 年 8 月 27 日に 1 兆 4,226 億円の使用が閣議決定された。

（イ）予備費の使用に係る地方財政措置等

この予備費の使用による歳出の追加のうち後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費について地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

また、全額国費により、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の増額等に係る事業を計上することとされた。

ウ 令和 3 年度補正予算（第 1 号）等とそれに伴う地方財政措置等

（ア）令和 3 年度補正予算（第 1 号）等

令和 3 年度補正予算（第 1 号）は、令和 3 年 11 月 26 日に閣議決定、同年 12 月 6 日に第 207 回臨時国会に提出され、同月 20 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止 18 兆 6,059 億円、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え 1 兆 7,687 億円、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動 8 兆 2,532 億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 2 兆 9,349 億円、地方交付税交付金 3 兆 5,117 億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額 1 兆 5,665 億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税收 6 兆 4,320 億円、税外収入 1 兆 3,516 億円、前年度剰余金受入 6 兆 1,479 億円、公債金 22 兆 580 億円（建設公債 2 兆 8,270 億円及び特例公債 19 兆 2,310 億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和 3 年度当初予算に対し、35 兆 9,895 億円増加し、142 兆 5,992 億円となった。

また、令和 3 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和 3 年 11 月 26 日に 7,311 億円の使用が閣議決定された。

(イ) 令和 3 年度補正予算(第 1 号)に係る地方財政措置等

この補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第 6 条第 2 項の規定に基づき増額される令和 3 年度分の地方交付税の額 4 兆 2,761 億円(令和 2 年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額 1 兆 9,972 億円及び令和 3 年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額 2 兆 2,789 億円)については、以下のとおり措置する。

(a) 以下のとおり、1 兆 9,700 億円を令和 3 年度の地方交付税総額に加算して増額交付する措置を講じる。

<1> 普通交付税の調整額を復活するとともに、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するため、令和 3 年度の地方交付税を 4,700 億円(普通交付税 4,418 億円及び特別交付税 282 億円)増額交付する。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和 3 年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」を創設するとともに、調整額を復活する。

<2> 令和 3 年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を措置するため、令和 3 年度の普通交付税を 1 兆 5,000 億円増額交付する。

これに対応して、令和 3 年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費」を創設する。

<3> 上記<1><2>に伴い、普通交付税の再算定を行う。

なお、「臨時財政対策債償還基金費」の算定額については、後年度、令和 3 年度の臨時財政対策債に係る「臨時財政対策債償還費」に算入されない。

(b) 交付税特別会計借入金について、令和 2 年度補正予算(第 3 号)及び令和 3 年度当初予算において償還を繰り延べた額 8,500 億円(それぞれ 2,500 億円及び 6,000 億円)の償還を行う。

(c) 令和 3 年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和 3 年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 2,000 億円について、その活用時期を見直す。

(d) 残余の額 1 兆 2,561 億円については、令和 4 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を第 207 回臨時国会に提出し、令和 3 年 12 月 20 日に成立した(令和 3 年法律第 88 号)。

b 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について、中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用実績に基づき、970 億円増額する。

c 追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じる。

(a) この補正予算による歳出の追加のうち、投資的経費に係る地方負担については、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

<1> 災害復旧事業債

I 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

II 災害対策債

(I) なりわい再建支援事業(地方公共団体が補助する経費の 2/3 を国が補助する場合)に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(II) 災害廃棄物処理事業については、地方負担額の 80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の 57%を特別交付税により措置する。

III 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その 47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

IV 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大 50%までを特別交付税により措置する。

<2> 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

<3> 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として一般事業債を充当できることとする。

(b) この補正予算による歳出の追加のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えとして実施する事業（未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動として実施する事業のうち、令和 2 年度補正予算（第 3 号）等において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置をした事業等を含む。）に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

(c) この補正予算による歳出の追加のうち、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動及び防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保として実施する事業（上記（b）を除く。）のうち地方債の対象とならない経費（800 億円程度）に係る地方負担及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動として実施する事業等のうち投資的経費に係る地方負担（3,600 億円程度）については、上記 a(a) <1> の地方交付税の増額交付の中で措置する。

なお、当該投資的経費に係る地方負担については、上記（a）の措置により地方債を発行することも可能とする。

d 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を6.8兆円（うち地方単独分1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分0.3兆円、検査促進枠分0.3兆円、協力要請推進枠等分5.0兆円）増額することとされた。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（2兆314億円（医療分））、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（1兆2,954億円）、子育て世帯等臨時特別支援事業（1兆2,050億円）等に係る事業を計上することとされた。

（ウ）一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用

この予備費の使用においては、子育て世帯等臨時特別支援事業（7,311億円）について、全額国費により計上することとされた。

（４）地方公共団体の予算

令和3年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では5.3%増、9月補正後予算では7.1%減となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

- 地方税が当初予算では3.6%減、9月補正後予算では5.1%減
- 地方譲与税が当初予算では28.8%減、9月補正後予算では28.0%減
- 地方交付税が当初予算では0.0%減、9月補正後予算では0.8%増
- 国庫支出金が当初予算では10.4%増、9月補正後予算では21.3%減
- 地方債が当初予算では18.9%増、9月補正後予算では14.5%増

となっている。一方、歳出では、

- 人件費が当初予算では0.4%減、9月補正後予算では0.5%減
- 物件費が当初予算では7.9%増、9月補正後予算では7.5%増
- 扶助費が当初予算では2.4%増、9月補正後予算では1.6%増
- 補助費等が当初予算では10.1%増、9月補正後予算では17.7%減
- 普通建設事業費が当初予算では12.6%減、9月補正後予算では14.7%減

- 災害復旧事業費が当初予算では 30.1%減、9 月補正後予算では 34.3%減

となっている。

詳細は[第 59 表](#)のとおりとなっている。

第59表 令和3年度普通会計予算の状況（9月補正後）

その1 歳入

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 3年度	令和 2年度	増減額	増減率	令和 3年度	令和 2年度	増減額	増減率	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地 方 税	396,430	411,395	△14,965	△ 3.6	389,669	410,487	△ 20,818	△ 5.1	34.0	37.2	30.0	29.3
地 方 譲 与 税	18,261	25,650	△ 7,388	△ 28.8	18,262	25,380	△ 7,118	△ 28.0	1.6	2.3	1.4	1.8
地方特例交付金	4,452	1,913	2,539	132.7	4,423	1,990	2,434	122.3	0.4	0.2	0.3	0.1
地方交付税	163,548	163,594	△ 46	△ 0.0	166,715	165,358	1,356	0.8	14.0	14.8	12.8	11.8
市町村たばこ税都道府県交付金	4	7	△ 3	△ 38.0	4	7	△ 3	△ 38.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利子割交付金	172	193	△ 21	△ 11.0	172	193	△ 21	△ 11.0	0.0	0.0	0.0	0.0
配当割交付金	876	926	△ 50	△ 5.4	876	926	△ 51	△ 5.5	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	806	616	190	30.8	805	617	188	30.5	0.1	0.1	0.1	0.0
分離課税所得割交付金	56	56	△ 0	△ 0.5	56	56	△ 0	△ 0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
地方消費税交付金	27,363	28,231	△ 867	△ 3.1	27,351	28,164	△ 812	△ 2.9	2.3	2.6	2.1	2.0
ゴルフ場利用税交付金	272	290	△ 18	△ 6.2	281	290	△ 8	△ 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	0	1	△ 1	△ 99.3	0	1	△ 1	△ 99.2	0.0	0.0	0.0	0.0
環境性能割交付金	489	593	△ 104	△ 17.6	489	593	△ 104	△ 17.5	0.0	0.1	0.0	0.0
軽油引取税交付金	1,258	1,299	△ 42	△ 3.2	1,258	1,299	△ 42	△ 3.2	0.1	0.1	0.1	0.1
法人事業税交付金	1,743	1,375	368	26.8	1,740	1,381	360	26.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小計（一般財源）	615,731	636,141	△20,410	△ 3.2	612,101	636,742	△ 24,641	△ 3.9	52.9	57.5	47.1	45.5
国庫支出金	175,187	158,741	16,446	10.4	283,102	359,743	△ 76,640	△ 21.3	15.0	14.3	21.8	25.7
地 方 債	127,889	107,594	20,295	18.9	131,239	114,575	16,664	14.5	11.0	9.7	10.1	8.2
そ の 他	246,238	203,753	42,486	20.9	273,741	288,073	△ 14,332	△ 5.0	21.1	18.4	21.1	20.6
歳 入 合 計	1,165,045	1,106,229	58,816	5.3	1,300,184	1,399,133	△ 98,949	△ 7.1	100.0	100.0	100.0	100.0

その2 歳出

区 分	予 算 額								構 成 比				
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算		
	令和 3年度	令和 2年度	増減額	増減率	令和 3年度	令和 2年度	増減額	増減率	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	
人 件 費	231,454	232,386	△ 932	△ 0.4	231,968	233,052	△ 1,085	△ 0.5	19.9	21.0	17.8	16.7	
物 件 費	107,925	99,987	7,938	7.9	125,977	117,225	8,751	7.5	9.3	9.0	9.7	8.4	
維持補修費	12,505	12,532	△ 26	△ 0.2	12,992	12,967	25	0.2	1.1	1.1	1.0	0.9	
扶 助 費	158,897	155,154	3,742	2.4	161,297	158,730	2,568	1.6	13.6	14.0	12.4	11.3	
補 助 費 等	231,054	209,856	21,198	10.1	328,812	399,771	△ 70,959	△ 17.7	19.8	19.0	25.3	28.6	
普通建設事業費	135,106	154,505	△ 19,399	△ 12.6	141,014	165,265	△ 24,252	△ 14.7	11.6	14.0	10.8	11.8	
うち	補助事業費	59,813	72,350	△ 12,536	△ 17.3	63,113	79,680	△ 16,567	△ 20.8	5.1	6.5	4.9	5.7
	単独事業費	63,510	68,801	△ 5,291	△ 7.7	65,734	72,311	△ 6,577	△ 9.1	5.5	6.2	5.1	5.2
災害復旧事業費	5,871	8,400	△ 2,528	△ 30.1	8,352	12,708	△ 4,356	△ 34.3	0.5	0.8	0.6	0.9	
失業対策事業費	0	0	0	0.0	0	0	△ 0	△ 61.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
公 債 費	120,402	119,956	446	0.4	120,809	120,170	639	0.5	10.3	10.8	9.3	8.6	
そ の 他	161,831	113,452	48,378	42.6	168,963	179,244	△ 10,280	△ 5.7	13.9	10.3	13.0	12.8	
歳 出 合 計	1,165,045	1,106,229	58,816	5.3	1,300,184	1,399,133	△ 98,949	△ 7.1	100.0	100.0	100.0	100.0	

- (注) 1 この数値は、各年度の予算額の単純合計（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。））である。
 2 当初予算については、令和2年度又は令和3年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。
 3 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。
 4 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 5 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

(5) 公営企業等に関する財政措置

ア 公営企業

(ア) 通常収支分

公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和 3 年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において 2 兆 4,430 億円(前年度 2 兆 4,942 億円)を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 2 兆 3,965 億円(前年度 2 兆 4,553 億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口 3 万人未満の地方公共団体においても令和 5 年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置について、人口 3 万人以上の地方公共団体は令和 3 年度から公営企業会計の適用を要件に加えている。
- b 水道事業については、多様な広域化を推進するため、各都道府県において令和 4 年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請しており、同プランの策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

また、簡易水道事業を統合した上水道事業について、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる場合、必要な更新投資を可能とし、継続的な経営を確保するため、旧簡易水道施設の建設改良事業について、所要の地方財政措置を講じる。

- c 下水道事業については、各都道府県において令和 4 年度末までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請しており、同計画の策定に要する経費や、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。
- d 病院事業については、引き続き、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について従前の地方財政措置を継続するほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備については、災害時における救急医療の提供のために必要な施設の整備のうち、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象とした地方財政措置を拡充する。このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、厳しい経営状況にある不採算地区病院等に係る特別交付税措置を拡充する。

(イ) 東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において 1 億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 3 億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 31 号)に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」(昭和 33 年法律第 192 号)第 72 条の 2 に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金(給付費等の 9%分)については、その所要額(6,277 億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者のうち低所得者に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県 3/4、市町村 1/4)を負担することとし、その所要額(4,410 億円)について地方交付税措置を講じる。

- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,569億円)に対し、国及び都道府県が一部(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)を負担することとし、地方負担(1,285億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費負担金(3,806億円)については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、都道府県国保 1/2)を負担することとし、地方負担(952億円)について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(508億円)に対して、国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、都道府県国保 1/3)を負担することとし、地方負担(169億円)について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割 2割・5割・7割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県 3/4、市町村 1/4)することとし、その所要額(3,225億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 高額医療費負担金(3,536億円)については、後期高齢者医療広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、後期高齢者医療広域連合 1/2)を負担することとし、地方負担(884億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(192億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、後期高齢者医療広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(64億円)について地方交付税措置を講じる。

(エ)後期高齢者医療広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

- * 1 防災・減災、国土強靱化については、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に於いて、時々
の自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うこととし、「防災・減災、国土強靱化
のための 5 か年加速化対策」を取りまとめる。本対策は、激甚化する風水害や巨大地震等へ
の対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進にかかる対策を柱とする。
特に加速化・深化させるべき施策のために追加的に必要となる事業規模は 15 兆円程度を目
指すこととし、初年度については、令和 2 年度第 3 次補正予算において措置する。

地方財政計画及び国の一般会計予算の伸び率の推移（当初ベース）

年度	区分	地方財政計画		国の一般会計予算	
		歳出総額	一般行政経費	歳出総額	一般歳出
昭和30		1.6	—	△ 0.8	△ 2.9
31		6.4	—	4.4	4.8
32		9.7	—	9.9	9.7
33		7.9	—	15.4	11.6
34		7.8	—	8.2	9.2
35		15.3	13.3	10.6	12.9
36		24.4	21.4	24.4	23.8
37		19.5	20.8	24.3	22.5
38		15.3	16.2	17.4	14.9
39		19.2	21.3	14.2	18.0
40		15.1	15.1	12.4	12.8
41		14.5	11.9	17.9	20.4
42		15.4	18.4	14.8	12.0
43		17.5	22.3	17.5	14.9
44		18.5	11.4	15.8	13.3
45		18.9	18.1	18.0	16.9
46		19.6	19.6	18.4	17.4
47		20.9	18.9	21.8	25.2
48		23.8	24.2	24.6	22.5
49		19.4	24.0	19.7	19.0
50		24.1	25.0	24.5	23.2
51		17.2	14.3	14.1	18.8
52		14.2	14.1	17.4	14.5
53		19.1	19.4	20.3	19.2
54		13.0	11.7	12.6	13.9
55		7.3	7.8	10.3	5.1
56		7.0	6.8	9.9	4.3
57		5.6	4.8	6.2	1.8
58		0.9	△ 1.5	1.4	△ 0.0
59		1.7	1.4	0.5	△ 0.1
60		4.6	3.8	3.7	△ 0.0
61		4.6	4.6	3.0	△ 0.0
62		2.9	1.8	0.0	△ 0.0
63		6.3	3.0	4.8	1.2
平成元		8.6	6.4	6.6	3.3
2		7.0	4.5	9.6	3.8
3		5.6	7.6	6.2	4.7
4		4.9	8.1	2.7	4.5
5		2.8	6.3	0.2	3.1
6		5.9	1.3	1.0	2.3
7		2.0	4.4	△ 2.9	3.1
8		3.4	4.1	5.8	2.4
9		2.1	2.7	3.0	1.5
10		0.0	2.9	0.4	△ 1.3
11		1.6	4.2	5.4	5.3
12		0.5	2.3	3.8	2.6
13		0.4	4.5	△ 2.7	1.2
14		△ 1.9	1.0	△ 1.7	△ 2.3
15		△ 1.5	1.1	0.7	0.1
16		△ 1.8	4.1	0.4	0.1
17		△ 1.1	5.7	0.1	△ 0.7
18		△ 0.7	8.2	△ 3.0	△ 1.9
19		△ 0.0	4.0	4.0	1.3
20		0.3	1.4	0.2	0.7
21		△ 1.0	2.7	6.6	9.4
22		△ 0.5	8.0	4.2	3.3
23		0.5	4.7	0.1	△ 0.1
24		△ 0.8	1.0	△ 2.2	△ 3.5
25		0.1	2.2	2.5	2.9
26		1.8	4.4	3.5	3.2
27		2.3	5.5	0.5	0.4
28		0.6	2.1	0.4	0.8
29		1.0	2.1	0.8	0.9
30		0.3	1.3	0.3	0.9
令和元		3.1	3.7	3.8	5.2
2		1.3	5.1	1.2	2.5
3		△ 1.0	1.3	3.8	5.4

※平成23年度から27年度までの国の一般会計予算・一般歳出欄は、基礎的財政収支対象経費の伸び率を記載している。

※平成24年度以降地方財政計画の数値は、通常収支分のものである。

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	382,704	409,366	△ 26,662	△ 6.5
	(猶 予 特 例 分 除 き)	380,802	409,366	△ 28,564	△ 7.0
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
	(猶 予 特 例 分 除 き)	18,219	26,086	△ 7,867	△ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地 方 交 付 税	174,385	165,882	8,503	5.1
	国 庫 支 出 金	147,631	152,157	△ 4,526	△ 3.0
	地 方 債	112,407	92,783	19,625	21.2
	うち臨時財政対策債	54,796	31,398	23,399	74.5
	うち財源対策債	7,700	7,700	0	0.0
	使用料及び手数料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
	雑 収 入	43,754	43,776	△ 22	△ 0.1
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 2	△ 86	84	△ 97.7
	全国防災事業一般財源充当分	△ 345	△ 335	△ 10	3.0
	計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0
一 般 財 源	633,577	634,318	△ 741	△ 0.1	
(猶 予 特 例 分 除 き)	631,432	634,318	△ 2,886	△ 0.5	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	622,077	617,518	4,559	0.7	
(猶 予 特 例 分 除 き)	619,932	617,518	2,414	0.4	
歳 出	給 与 関 係 経 費	201,540	202,876	△ 1,336	△ 0.7
	退 職 手 当 以 外	186,816	187,553	△ 737	△ 0.4
	退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
	一 般 行 政 経 費	408,824	403,717	5,107	1.3
	補 助	229,416	227,126	2,290	1.0
	単 独	148,296	147,510	786	0.5
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	-	2,000	皆増
	公 債 費	117,799	116,979	820	0.7
	(猶 予 特 例 債 除 き)	115,654	116,979	△ 1,325	△ 1.1
	維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	900	200	22.2
	投 資 的 経 費	119,273	127,614	△ 8,341	△ 6.5
	直 轄 ・ 補 助	57,136	66,477	△ 9,341	△ 14.1
	単 独	62,137	61,137	1,000	1.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	3,000	1,000	33.3
	公 営 企 業 繰 出 金	24,430	24,942	△ 512	△ 2.1
	企業債償還費普通会計負担分	14,718	15,138	△ 420	△ 2.8
	そ の 他	9,712	9,804	△ 92	△ 0.9
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5
	計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0
(水準超経費を除く交付団体ベース)	886,560	890,597	△ 4,037	△ 0.5	
地 方 一 般 歳 出	754,043	758,480	△ 4,437	△ 0.6	

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 (C)	増 減 (C)/(B)	率
歳 入	震災復興特別交付税	1,326	3,742	△	2,416	△	64.6
	一般財源充当分	2	86	△	84	△	97.7
	国庫支出金	1,913	5,065	△	3,152	△	62.2
	地方債	8	15	△	7	△	46.7
	雑収入	79	76		3		3.9
計		3,328	8,984	△	5,656	△	63.0
歳 出	給与関係経費	65	71	△	6	△	8.5
	一般行政経費	1,686	1,748	△	62	△	3.5
	補助	1,003	1,104	△	101	△	9.1
	単独	683	644		39		6.1
	公債	79	75		4		5.3
	投資的経費	1,497	7,075	△	5,578	△	78.8
	直轄・補助	1,410	6,941	△	5,531	△	79.7
	単独	87	134	△	47	△	35.1
	公営企業繰出金	1	15	△	14	△	93.3
計		3,328	8,984	△	5,656	△	63.0

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 (C)	増 減 (C)/(B)	率
歳 入	地方税	744	756	△	12	△	1.6
	一般財源充当分	345	335		10		3.0
	雑収入	1	1		0		0.0
計		1,090	1,092	△	2	△	0.2
歳 出	公債	1,090	1,092	△	2	△	0.2
	計	1,090	1,092	△	2	△	0.2

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
入 歳	地 方 税	383,448	410,122	△ 26,674	△ 6.5
	(猶 予 特 例 分 除 き)	381,546	410,122	△ 28,576	△ 7.0
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
	(猶 予 特 例 分 除 き)	18,219	26,086	△ 7,867	△ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地 方 交 付 税	175,711	169,624	6,087	3.6
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	174,385	165,882	8,503	5.1
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
	国 庫 支 出 金	149,544	157,222	△ 7,678	△ 4.9
	地 方 債	112,415	92,798	19,618	21.1
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	31,398	23,399	74.5
	う ち 財 源 対 策 債	7,700	7,700	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
	雑 収 入	43,834	43,853	△ 19	△ 0.0
計	902,478	917,473	△ 14,995	△ 1.6	
一 般 財 源	635,994	639,237	△ 3,243	△ 0.5	
(猶 予 特 例 分 除 き)	633,849	639,237	△ 5,388	△ 0.8	
出 歳	給 与 関 係 経 費	201,605	202,947	△ 1,342	△ 0.7
	退 職 手 当 以 外	186,881	187,624	△ 743	△ 0.4
	退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
	一 般 行 政 経 費	410,510	405,465	5,045	1.2
	補 助	230,419	228,230	2,189	1.0
	単 独	148,979	148,154	825	0.6
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	-	2,000	皆増
	公 債 費	118,968	118,146	822	0.7
	(猶 予 特 例 債 除 き)	116,823	118,146	△ 1,323	△ 1.1
	維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6
	う ち 緊 急 浚 渌 推 進 事 業 費	1,100	900	200	22.2
	投 資 的 経 費	120,770	134,689	△ 13,919	△ 10.3
	直 轄 ・ 補 助	58,546	73,418	△ 14,872	△ 20.3
	単 独	62,224	61,271	953	1.6
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	3,000	1,000	33.3
	公 営 企 業 繰 出 金	24,431	24,957	△ 526	△ 2.1
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	14,718	15,138	△ 420	△ 2.8
	そ の 他	9,713	9,819	△ 106	△ 1.1
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5
	計	902,478	917,473	△ 14,995	△ 1.6
	地 方 一 般 歳 出	757,292	767,389	△ 10,097	△ 1.3

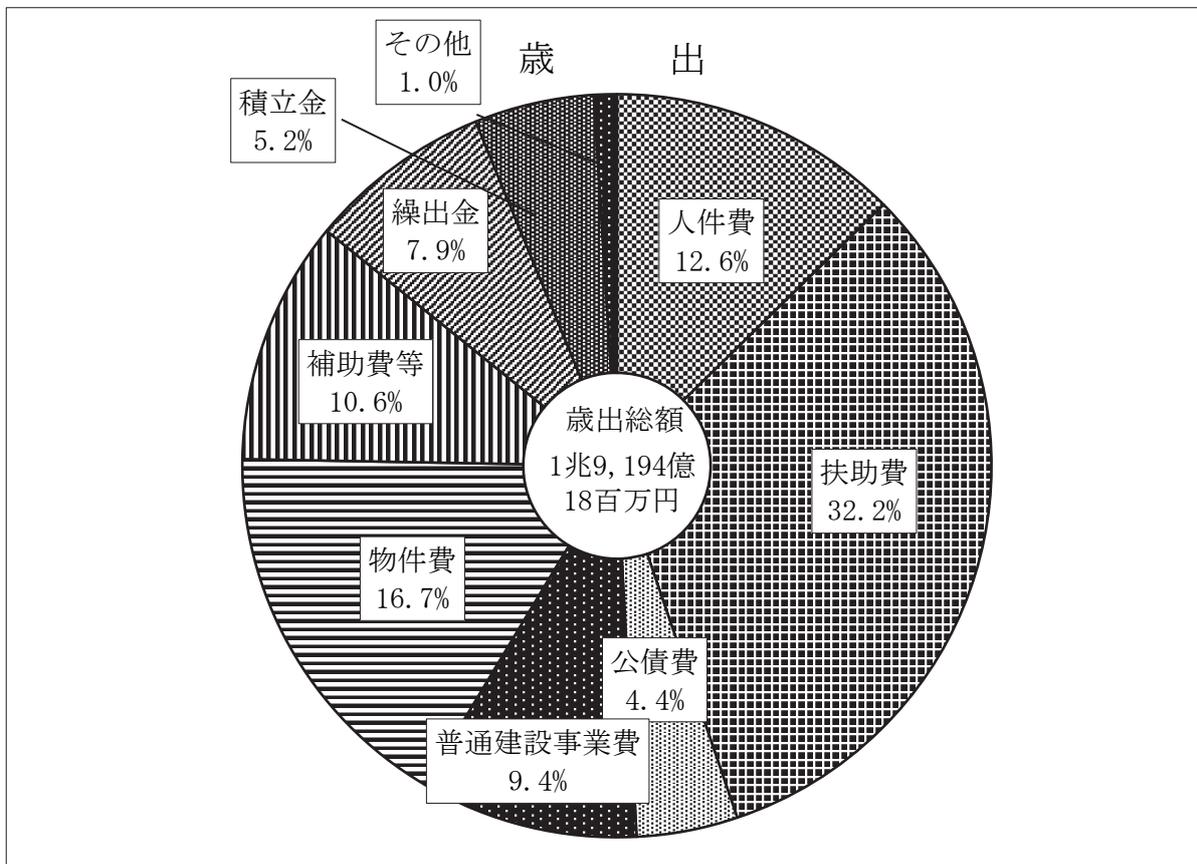
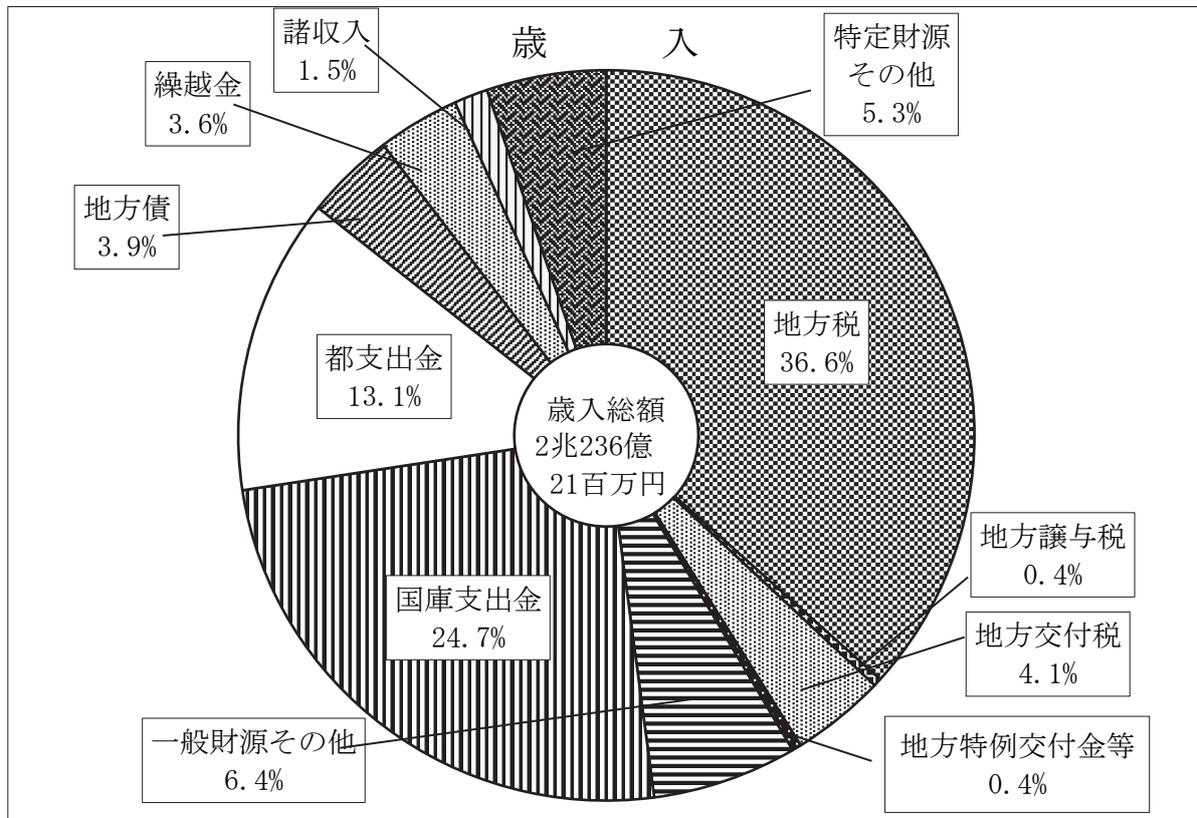
2 東京都市町村決算規模の推移等

東京都市町村決算規模の推移

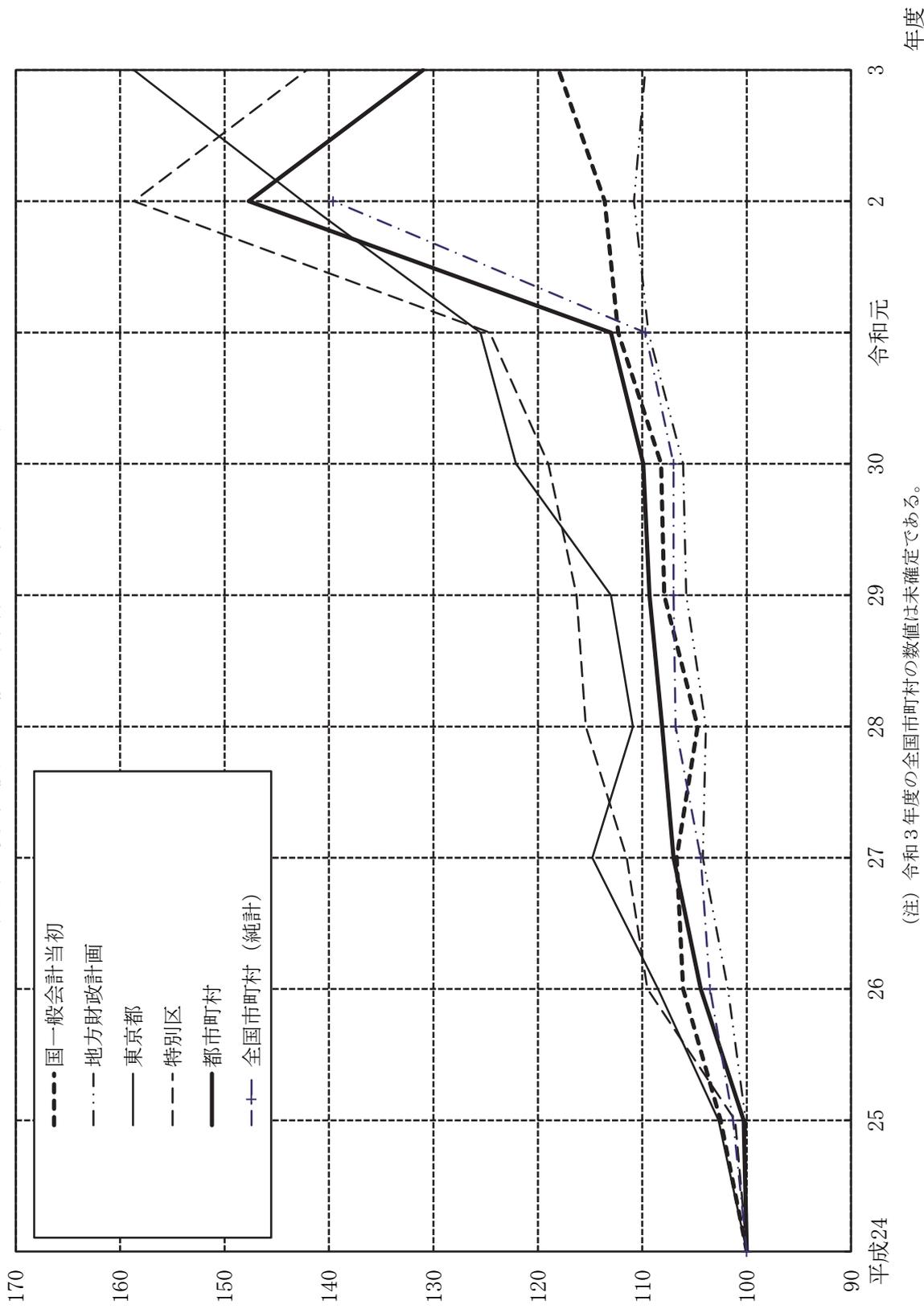
(単位：千円、%)

年度	歳入		歳出		年度	歳入		歳出	
		増減率		増減率			増減率		増減率
27	3,119,565	17.0	3,085,808	18.0	62	860,403,187	9.8	831,096,927	9.5
28	4,229,434	35.6	4,033,877	30.7	63	943,419,806	9.6	915,136,929	10.1
29	4,683,942	10.7	4,734,112	17.4	平成元	1,052,131,733	11.5	1,023,930,480	11.9
30	4,883,504	4.3	4,957,427	4.7	2	1,166,659,652	10.9	1,135,915,861	10.9
31	5,478,216	12.2	5,253,600	6.0	3	1,213,031,210	4.0	1,186,017,510	4.4
32	6,529,572	19.2	6,045,561	15.1	4	1,308,770,015	7.9	1,279,784,071	7.9
33	7,715,424	18.2	7,177,120	18.7	5	1,321,966,414	1.0	1,293,873,008	1.1
34	8,939,603	15.9	8,487,205	18.3	6	1,287,026,687	△ 2.6	1,256,549,566	△ 2.9
35	11,002,202	23.1	10,361,093	22.1	7	1,317,867,328	2.4	1,289,754,858	2.6
36	14,216,375	29.2	13,392,760	29.3	8	1,333,629,694	1.2	1,306,120,703	1.3
37	18,401,375	29.4	17,279,335	29.0	9	1,331,533,391	△ 0.2	1,306,753,639	0.0
38	22,570,277	22.7	21,475,635	24.3	10	1,325,697,121	△ 0.4	1,285,906,479	△ 1.6
39	28,585,520	26.7	27,398,556	27.6	11	1,351,322,366	1.9	1,324,684,695	3.0
40	35,395,309	23.8	33,600,188	22.6	12	1,290,452,473	△ 4.5	1,258,366,335	△ 5.0
41	43,775,543	23.7	42,232,783	25.7	13	1,304,202,796	1.1	1,269,844,481	0.9
42	51,782,172	18.3	49,690,789	17.7	14	1,286,203,385	△ 1.4	1,261,569,738	△ 0.7
43	62,535,841	20.8	59,519,082	19.8	15	1,267,707,391	△ 1.4	1,240,437,077	△ 1.7
44	82,755,799	32.3	78,157,847	31.3	16	1,281,965,092	1.1	1,252,358,087	1.0
45	106,244,187	28.4	101,825,392	30.3	17	1,285,902,300	0.3	1,254,251,198	0.2
46	140,006,897	31.8	136,082,392	33.6	18	1,316,343,961	2.4	1,279,578,945	2.0
47	172,793,365	23.4	167,535,463	23.1	19	1,347,001,552	2.3	1,313,542,819	2.7
48	233,889,079	35.4	226,335,866	35.1	20	1,402,252,037	4.1	1,317,801,510	0.3
49	307,000,896	31.3	300,429,502	32.7	21	1,476,385,341	5.3	1,430,863,385	8.6
50	337,553,068	10.0	330,548,239	10.0	22	1,509,336,246	2.2	1,470,364,581	2.8
51	365,830,279	8.4	356,430,761	7.8	23	1,509,841,674	0.0	1,465,147,905	△ 0.4
52	412,913,918	12.9	404,418,117	13.5	24	1,508,328,836	△ 0.1	1,464,870,331	△ 0.0
53	471,465,515	14.2	460,008,046	13.7	25	1,520,500,716	0.8	1,469,265,616	0.3
54	509,051,705	8.0	494,901,192	7.6	26	1,575,847,694	3.6	1,528,697,708	4.0
55	555,604,112	9.1	542,858,527	9.7	27	1,624,112,618	3.1	1,567,662,706	2.5
56	607,155,110	9.3	594,969,512	9.6	28	1,632,104,181	0.5	1,584,526,724	1.1
57	649,955,956	7.0	633,228,562	6.4	29	1,654,627,024	1.4	1,600,531,933	1.0
58	680,493,260	4.7	660,961,459	4.4	30	1,660,825,385	0.4	1,610,359,554	0.6
59	706,367,755	3.8	688,578,927	4.2	令和元	1,706,855,935	2.8	1,655,437,635	2.8
60	725,853,189	2.8	706,270,799	2.6	2	2,238,729,443	31.2	2,163,737,825	30.7
61	783,318,308	7.9	758,811,170	7.4	3	2,023,621,268	△ 9.6	1,919,417,659	△ 11.3

令和3年度 市町村普通会計決算

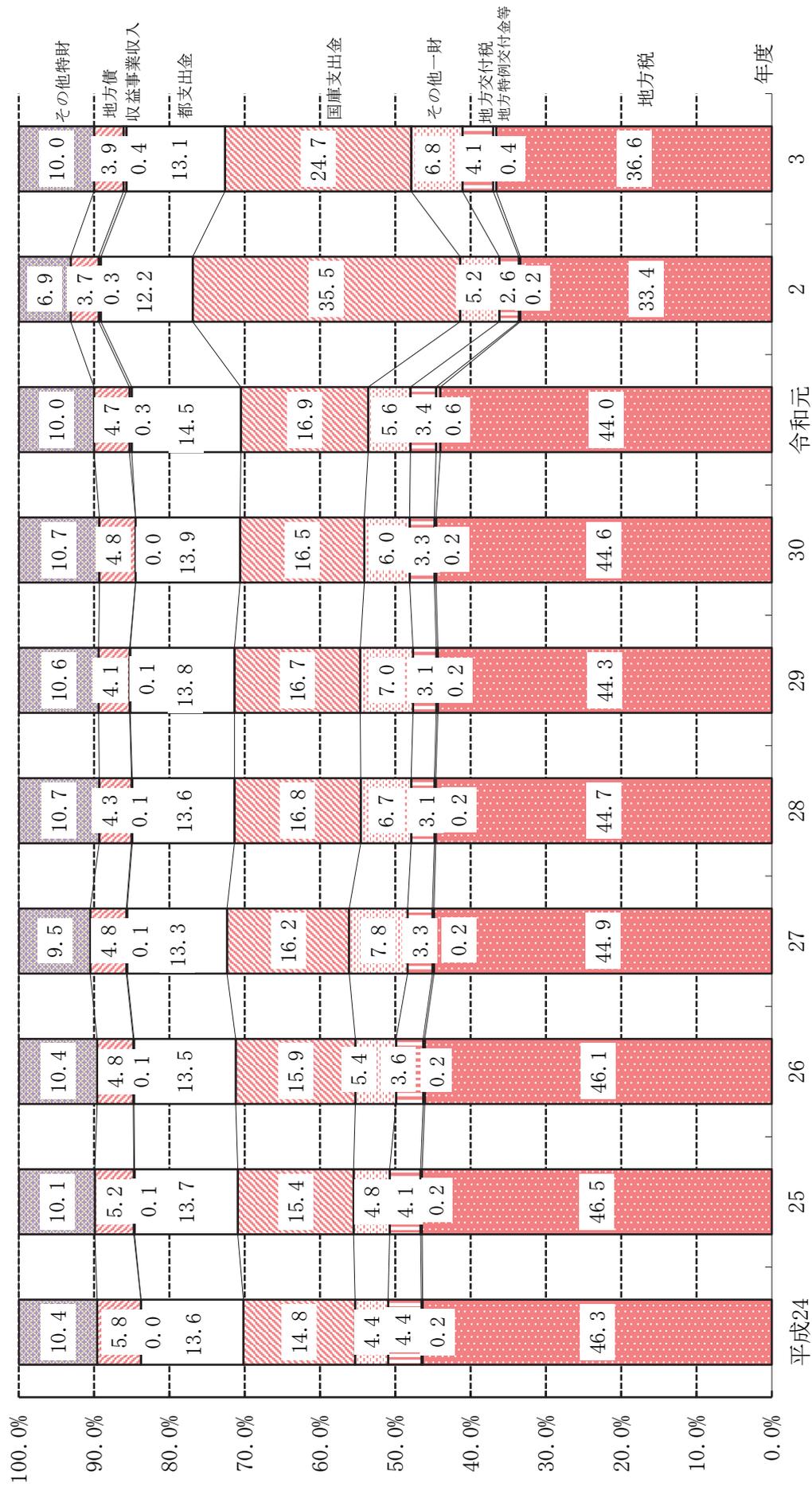


歳出決算規模の推移（平成24年度=100）

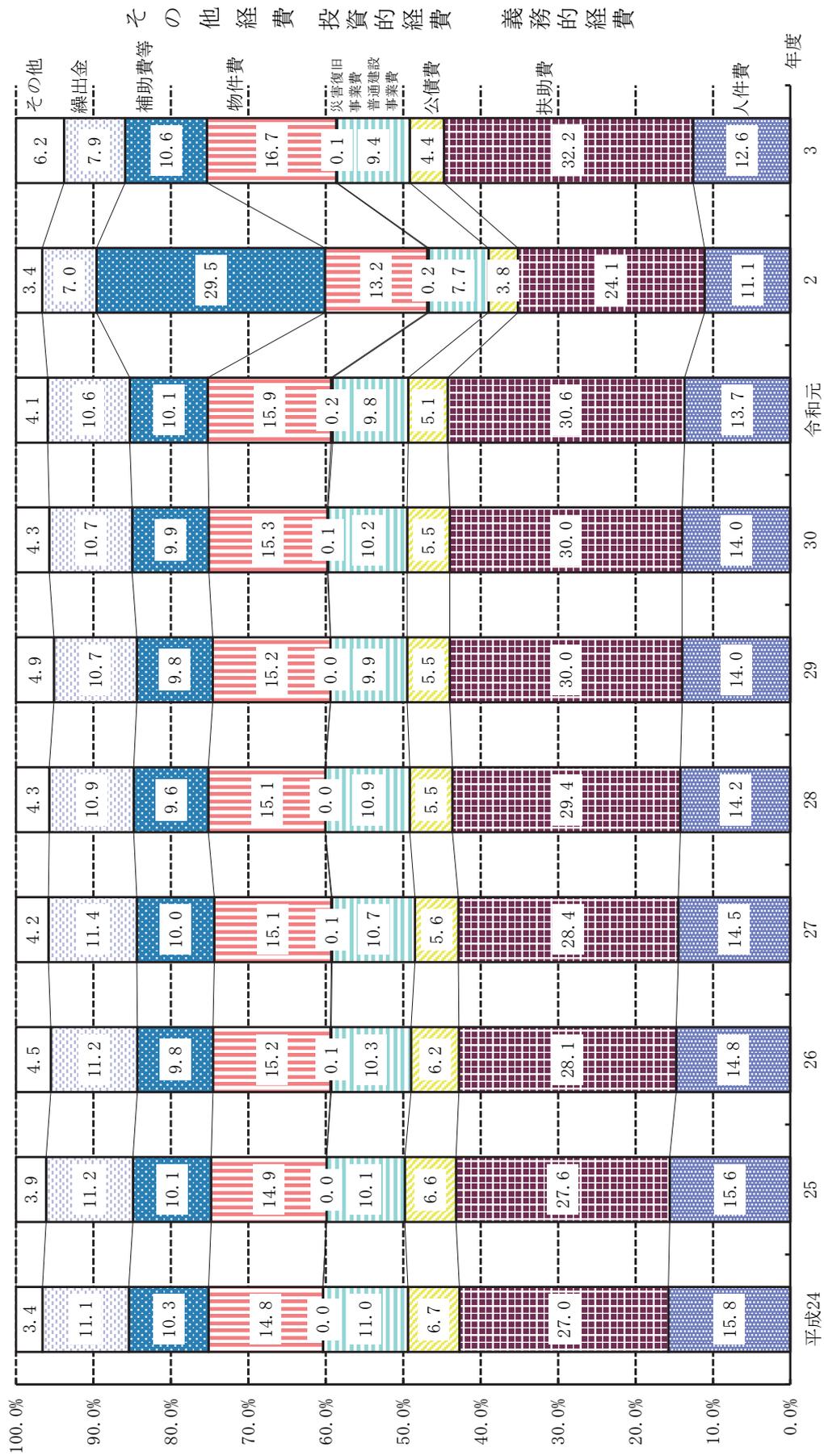


(注) 令和3年度の全国市町村の数値は未確定である。

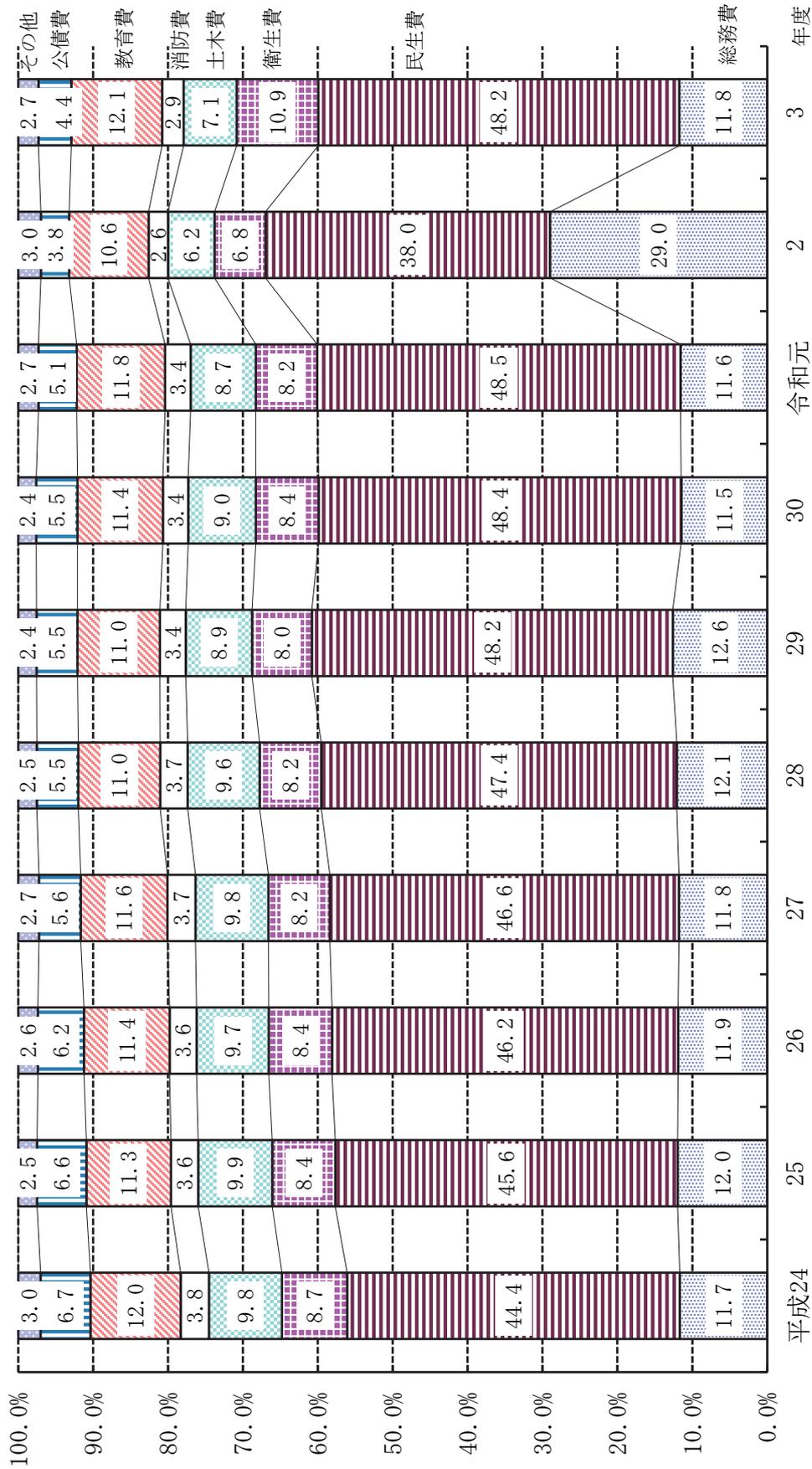
歳入項目別構成比の推移



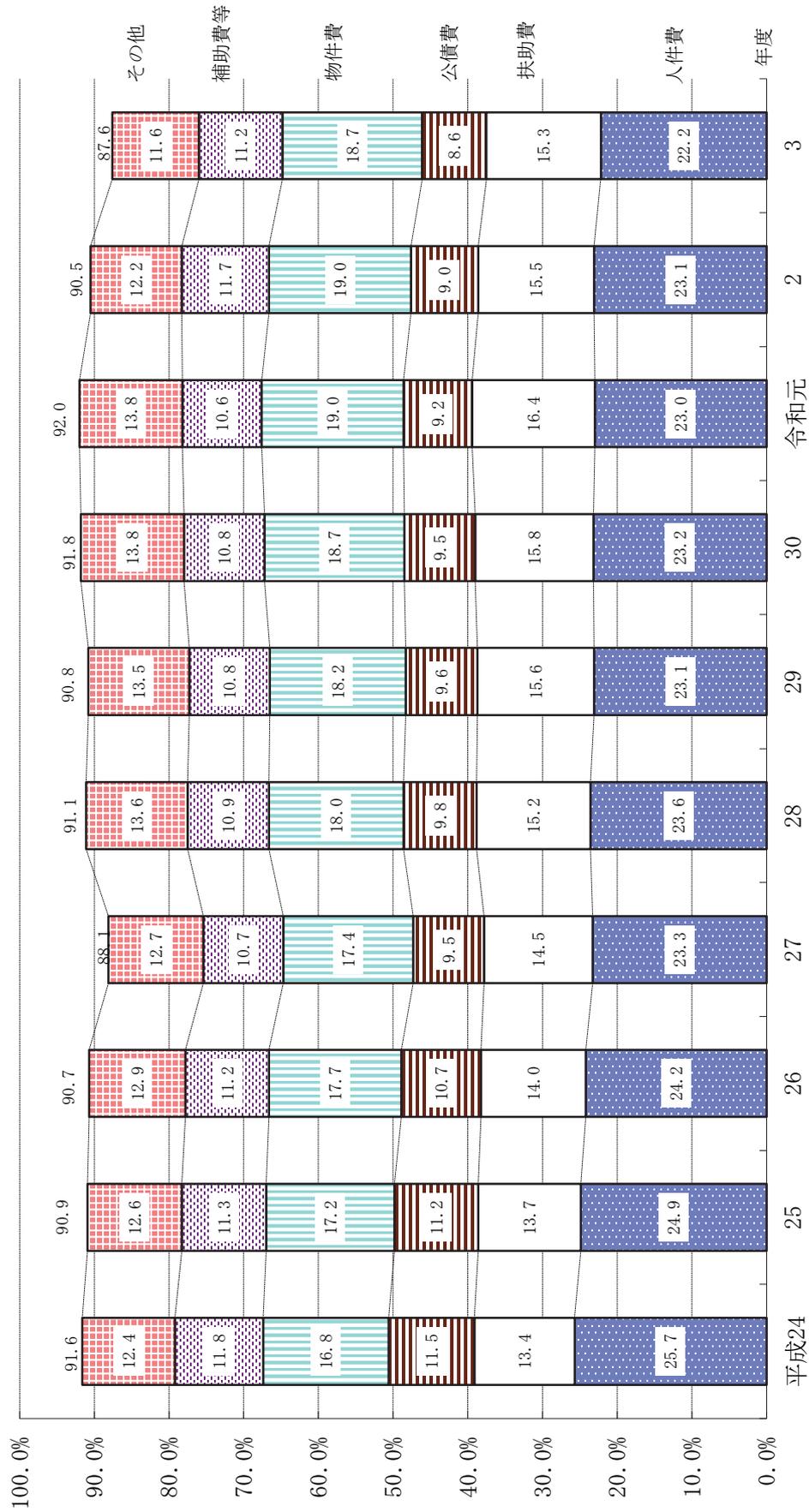
性質別歳出構成比の推移



目的別歳出構成比の推移

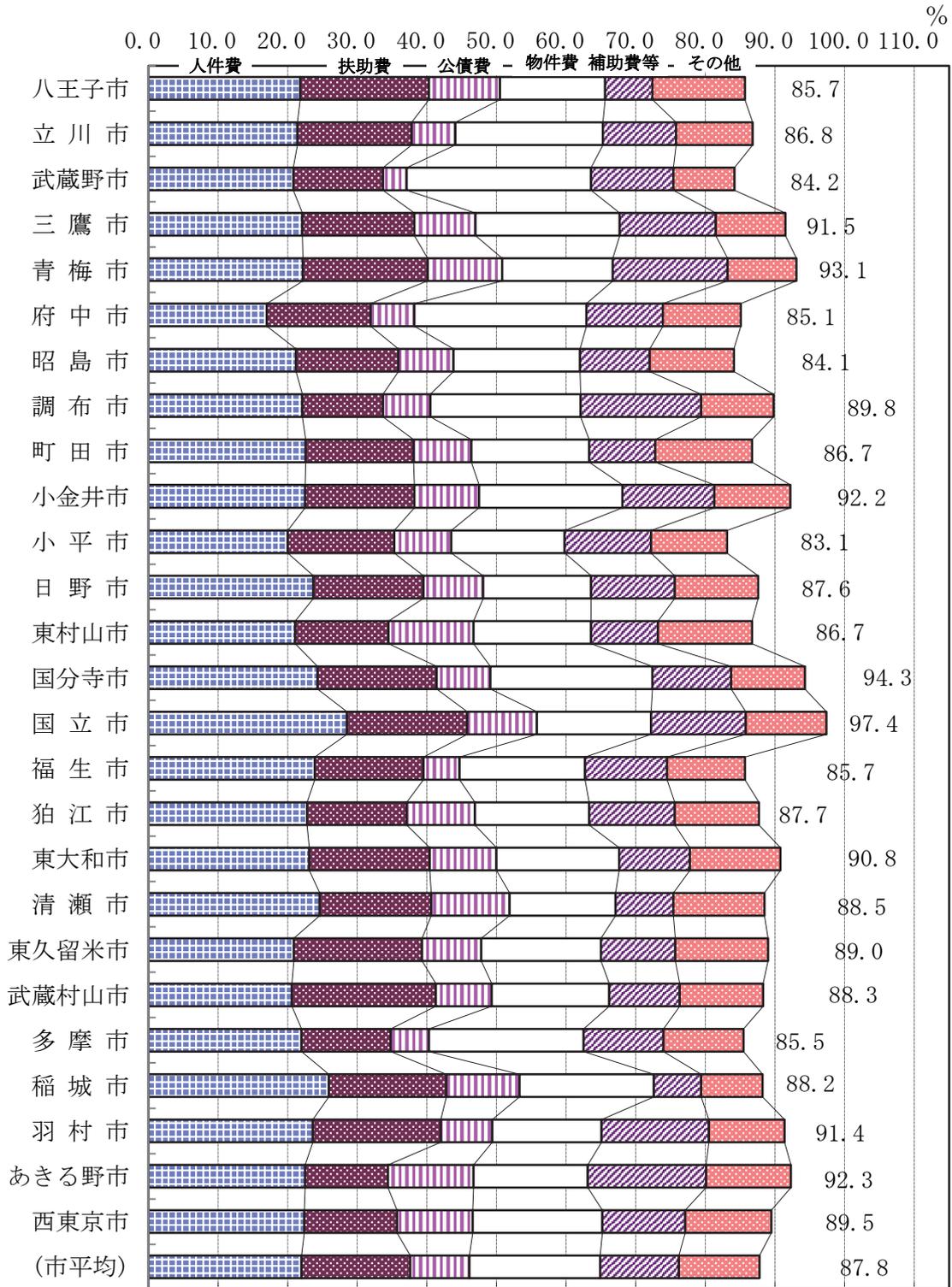


経常収支比率の推移

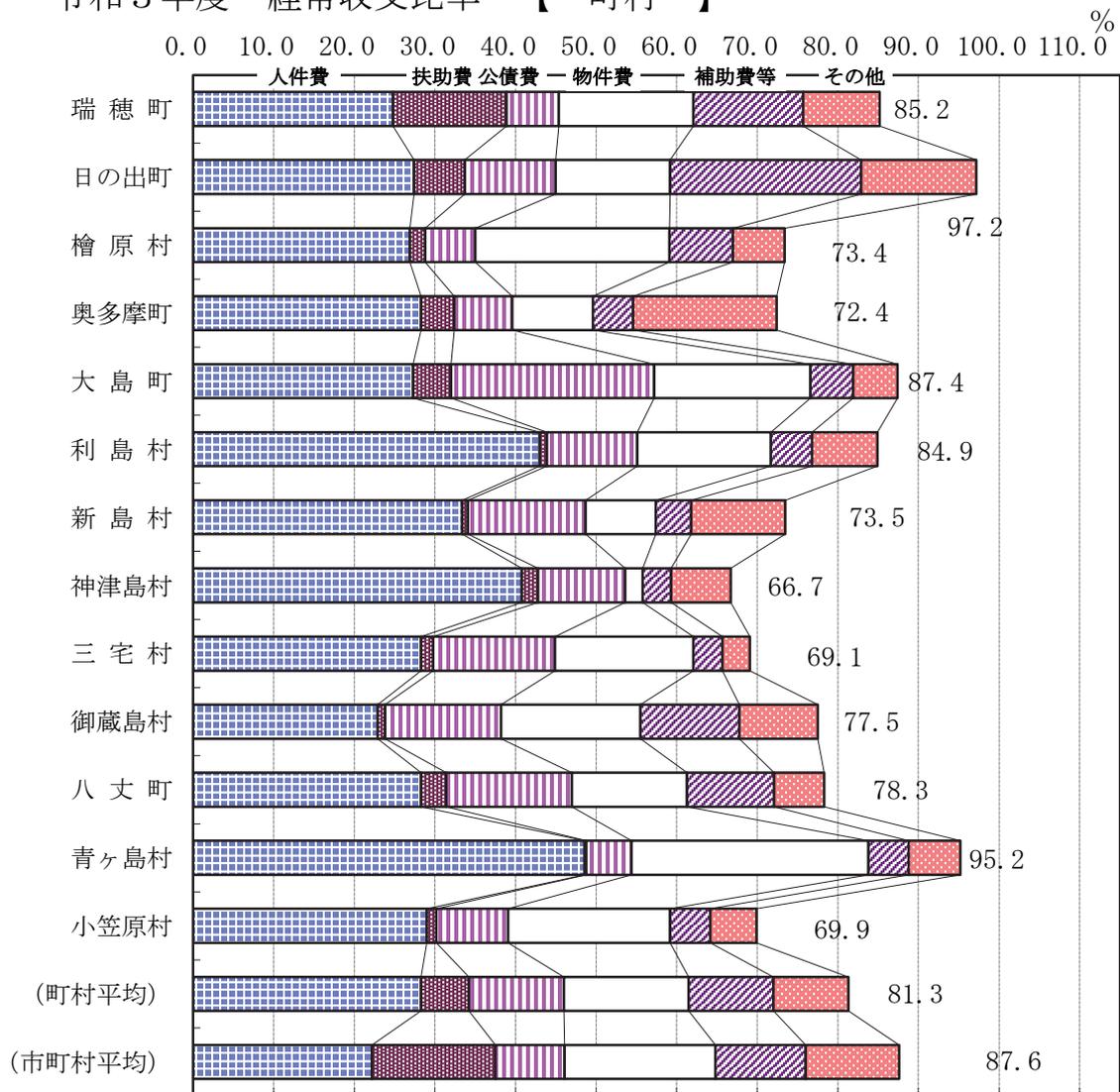


※平成13年度以降は、減収補填費（特例分）、猶子特例債及び臨時財政対策債の発行額を経常一般財源等に加えて算出した率である。

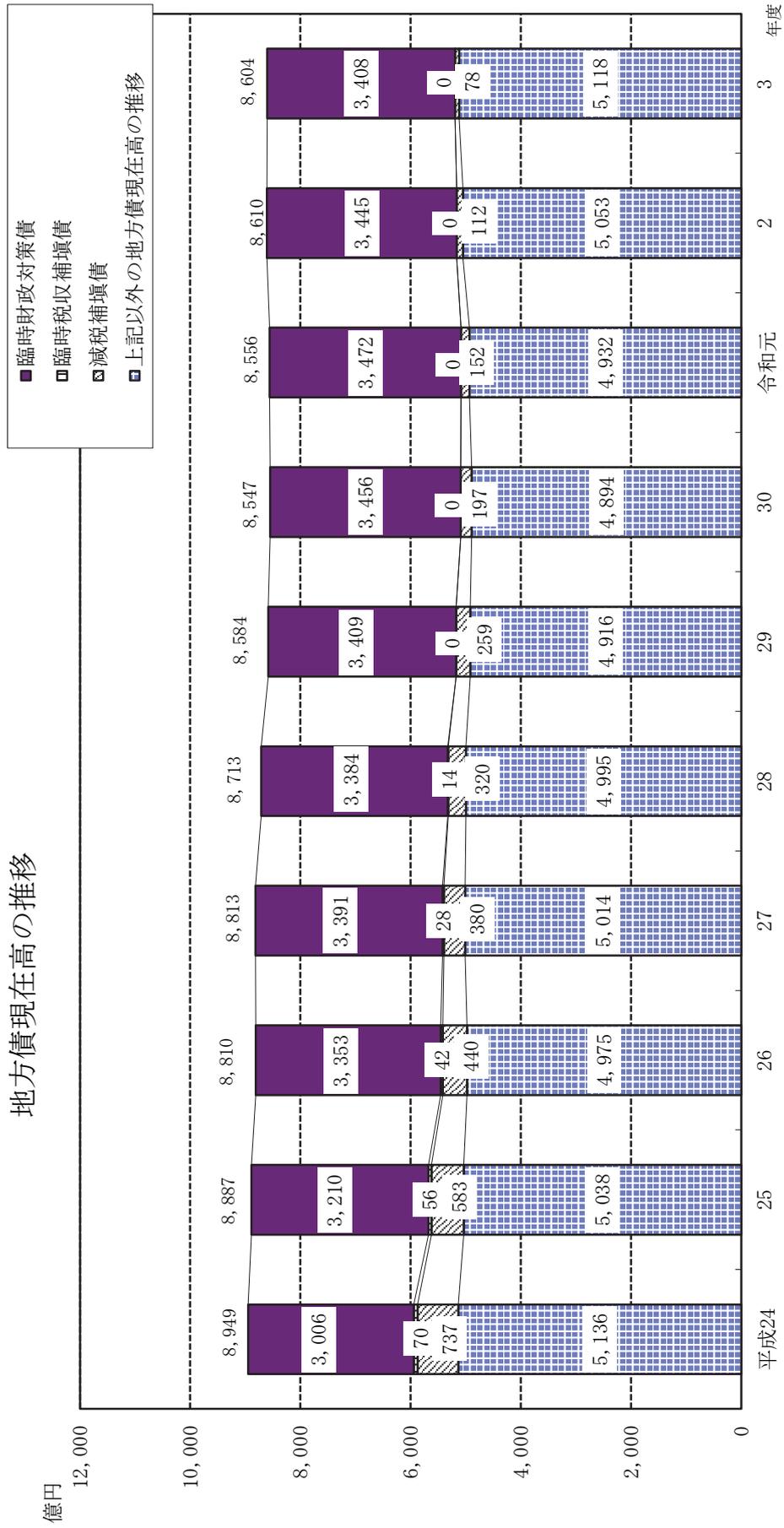
令和3年度 経常収支比率 【市】



令和3年度 経常収支比率 【 町村 】

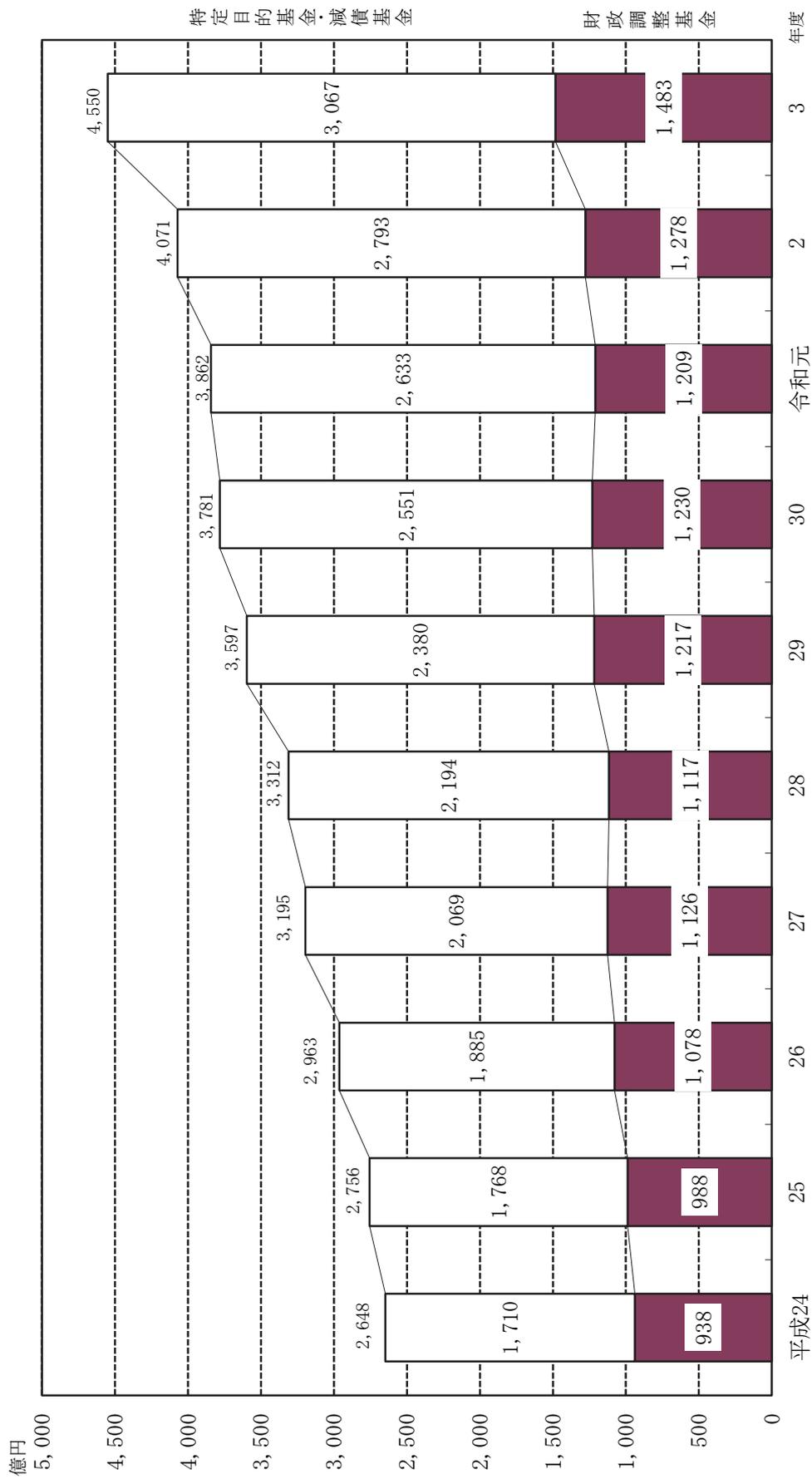


地方債現在高の推移



注： 現在高は、特定資金公共事業債(NTT債)分を除いた数値である。

積立金現在高の推移



令和3年度 東京都市町村普通会計決算の概要

1 総括

- 令和3年度の東京都市町村（26市5町8村）の決算規模は、前年度に比べて歳入は9.6%の減、歳出は11.3%の減となり（表1）、歳入、歳出ともに平成24年度以来9年ぶりの減となった。
- 決算収支では、実質収支が45.6%増の937億56百万円となり（表1）、昭和53年度以降44年連続して、全団体黒字となった。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方交付税の増加などにより、2.9ポイント減の87.6%となった（表2）。
- 将来にわたる財政負担は、地方債現在高の減少や積立金現在高の増加により、前年度に比べ5.3%減少し、8,727億31百万円となった（表3）。
- 今後、歳出面においては新型コロナウイルス感染症対策のほか、ポスト・コロナを見据えた対策や超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策など多岐に渡る課題に対する財政需要の増大が想定される。
- 令和3年度決算における各財政指標は見かけ上改善しているようにみえるが、国の補正予算（第1号）に基づく地方交付税の追加交付などが影響している。地方税収は前年度に引き続き減少となり、各市町村は先行きの見通しが難しい中、財政基盤の強化や行財政改革に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営を行うことが求められている。

（表1）決算規模及び収支

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳入総額	2,023,621	2,238,729	△ 215,108	△ 9.6
歳出総額	1,919,418	2,163,738	△ 244,320	△ 11.3
実質収支	93,756	64,375	29,381	45.6

（表2）財政指標の状況

（単位：%）

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度比較
実質収支比率	10.3	7.3	3.0
経常収支比率	87.6	90.5	△ 2.9

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。

（表3）将来にわたる財政負担の状況

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	860,415	861,026	△ 611	△ 0.1
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	467,350	467,221	129	0.0
積立金現在高 C	455,034	407,052	47,982	11.8
将来にわたる財政負担 A + B - C	872,731	921,195	△ 48,463	△ 5.3
対標準財政規模比	96.3	103.9		

- ※ 本内容は、総務省の「地方財政状況調査」による調査結果を基に都が作成したものである。
- ※ 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しない場合がある。
- ※ 各表の「増減額」「増減率」「構成比」の数値は、千円単位の決算数値を基に算出したものである。

【問合せ先】 総務局行政部市町村課
【電 話】 直 通 : 03 - 5388 - 2432

2 決算規模及び収支

(1) 決算規模

- 東京都市町村の令和3年度普通会計決算は、歳入総額2兆236億21百万円、歳出総額1兆9,194億18百万円となった。
- 決算規模は、前年度に比べ、歳入は9.6%の減、歳出は11.3%の減となり、歳入、歳出ともに平成24年度以来9年ぶりの減となった。

(2) 収 支

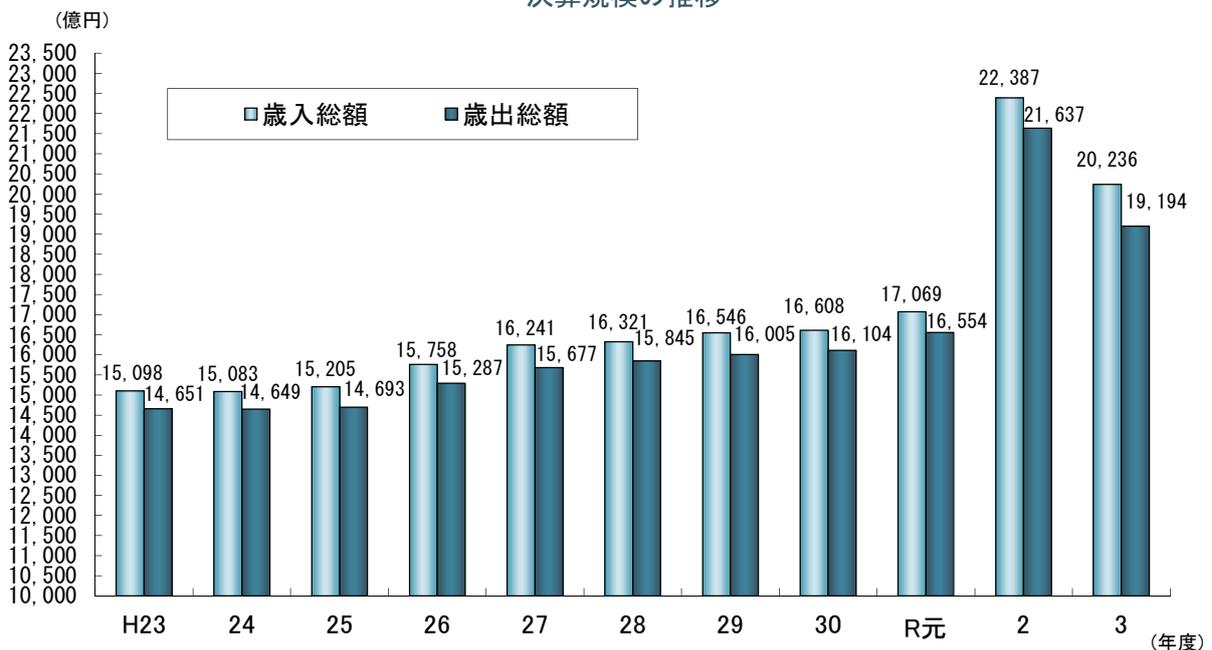
- 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、前年度に比べ45.6%増の937億56百万円となり、昭和53年度以降44年連続して、全団体黒字となった。
- 実質収支から前年度実質収支を除いた単年度収支は、293億22百万円の黒字で、積立金や繰上償還金等を考慮した実質単年度収支は、502億13百万円の黒字となった。

(表4) 決算規模及び収支

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳入総額 A	2,023,621	2,238,729	△ 215,108	△ 9.6
歳出総額 B	1,919,418	2,163,738	△ 244,320	△ 11.3
形式収支 A-B=C	104,204	74,992	29,212	39.0
翌年度に繰り越すべき財源 D	10,448	10,617	△ 169	△ 1.6
実質収支 C-D=E	93,756	64,375	29,381	45.6
単年度収支 (実質収支-前年度実質収支) F	29,322	19,551	9,770	50.0
積立金 G	30,230	22,576	7,654	33.9
繰上償還金 H	1,712	108	1,604	1,479.2
積立金取崩し額 I	11,051	16,753	△ 5,702	△ 34.0
実質単年度収支 F+G+H-I	50,213	25,483	24,730	97.0

決算規模の推移



3 歳入の状況

(1) 一般財源は、4.5%の増となった。

○ 地方税は、0.7%の減となり、前年度に引き続き減となった。このうち、地方税の約5割を占める市町村民税は、所得割が0.9%の減となり、市町村民税全体では0.6%の減となった。

○ 各種交付金は、国税の徴収猶予などの影響による地方消費税交付金の増加や、交付率に係る経過措置の終了などによる法人事業税交付金の増加により、17.2%の増となった。

(2) 特定財源は、19.6%の減となった。

○ 国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金の皆減などにより、37.2%の減となった。

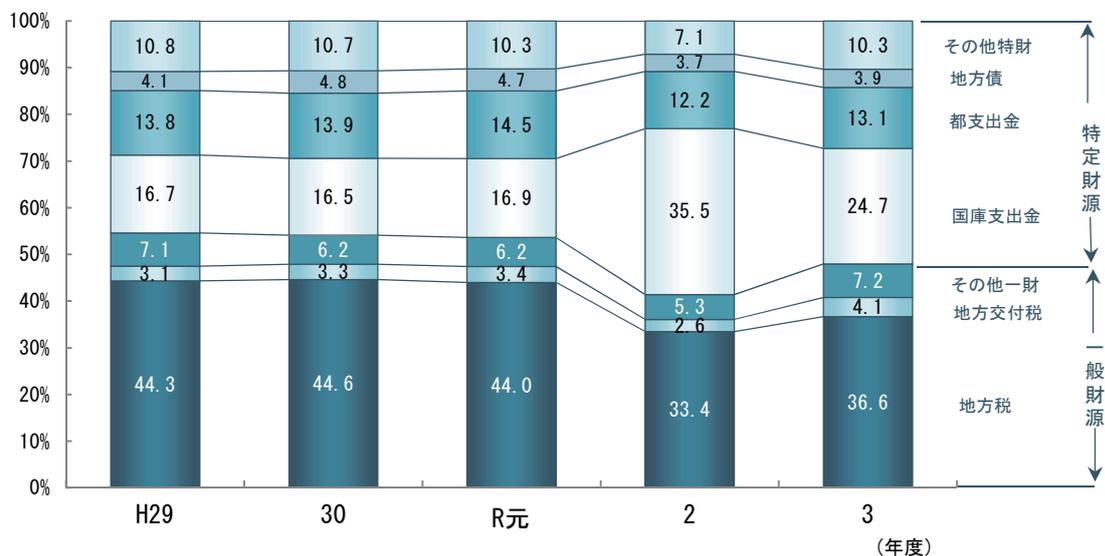
○ 地方債は、減収補填債の皆減などにより5.0%の減となった。

(表5) 歳入内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	2,023,621	100.0	2,238,729	100.0	△ 215,108	△ 9.6
一般財源	969,798	47.9	927,615	41.4	42,183	4.5
地方税	741,593	36.6	747,109	33.4	△ 5,516	△ 0.7
うち市町村民税	357,886	17.7	360,219	16.1	△ 2,333	△ 0.6
うち固定資産税	297,161	14.7	300,028	13.4	△ 2,867	△ 1.0
地方譲与税	7,328	0.4	7,178	0.3	150	2.1
各種交付金	128,928	6.4	110,011	4.9	18,917	17.2
地方特例交付金等	8,186	0.4	4,825	0.2	3,360	69.6
地方交付税	83,763	4.1	58,492	2.6	25,271	43.2
特定財源	1,053,823	52.1	1,311,114	58.6	△ 257,291	△ 19.6
国庫支出金	499,288	24.7	794,431	35.5	△ 295,143	△ 37.2
都支出金	265,056	13.1	272,099	12.2	△ 7,043	△ 2.6
地方債	79,676	3.9	83,872	3.7	△ 4,196	△ 5.0
繰越金	73,328	3.6	50,329	2.2	22,999	45.7
その他	136,476	6.7	110,383	4.9	26,093	23.6

歳入構成比の推移



4 歳出の状況（性質別）

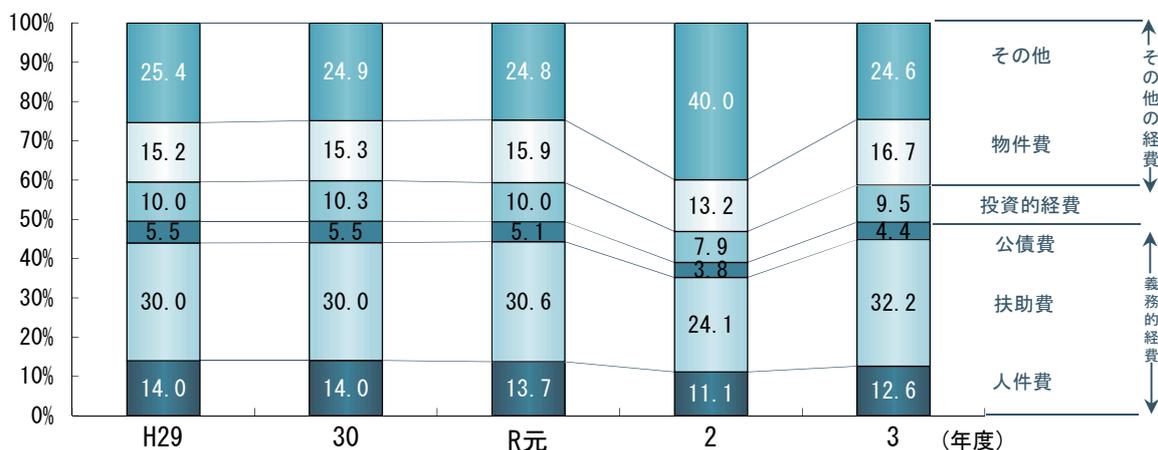
- (1) 義務的経費は、11.8%の増で、歳出全体に占める割合は、10.2ポイント増の49.2%となった。
- 人件費は、会計年度任用職員に係る経費の増加などにより、0.9%の増となった。
 - 扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業などにより、18.5%の増となった。
- (2) 投資的経費は、7.2%の増で、歳出全体に占める割合は、1.6ポイント増の9.5%となった。
- 普通建設事業費は、施設整備等の増加などにより、8.9%の増となった。
- (3) その他の経費は、31.0%の減で、歳出全体に占める割合は、11.8ポイント減の41.3%となった。
- 物件費は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業などにより、12.0%の増となった。
 - 補助費等は、特別定額給付金給付事業の終了などにより、68.1%の減となった。

(表6) 歳出内訳（性質別）

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	1,919,418	100.0	2,163,738	100.0	△ 244,320	△ 11.3
義務的経費	943,727	49.2	843,798	39.0	99,929	11.8
人件費	241,894	12.6	239,768	11.1	2,126	0.9
うち職員給	143,662	7.5	142,779	6.6	884	0.6
うち退職金	13,867	0.7	13,681	0.6	186	1.4
扶助費	617,920	32.2	521,561	24.1	96,359	18.5
公債費	83,914	4.4	82,470	3.8	1,444	1.8
投資的経費	182,240	9.5	170,031	7.9	12,208	7.2
うち普通建設事業費	180,408	9.4	165,606	7.7	14,802	8.9
うち補助事業費	61,612	3.2	53,187	2.5	8,425	15.8
うち単独事業費	114,994	6.0	110,716	5.1	4,278	3.9
その他の経費	793,451	41.3	1,149,908	53.1	△ 356,457	△ 31.0
物件費	320,878	16.7	286,435	13.2	34,443	12.0
補助費等	203,701	10.6	638,347	29.5	△ 434,647	△ 68.1
積立金	99,250	5.2	55,306	2.6	43,943	79.5
繰出金	152,523	7.9	151,011	7.0	1,512	1.0
その他	17,100	0.9	18,808	0.9	△ 1,709	△ 9.1

歳出(性質別)構成比の推移



5 歳出の状況（目的別）

東京都市町村における目的別歳出は、民生費、教育費、総務費、衛生費、土木費の順となっており、この5項目で全体の約9割を占めている。

その主な特徴は、次のとおりである。

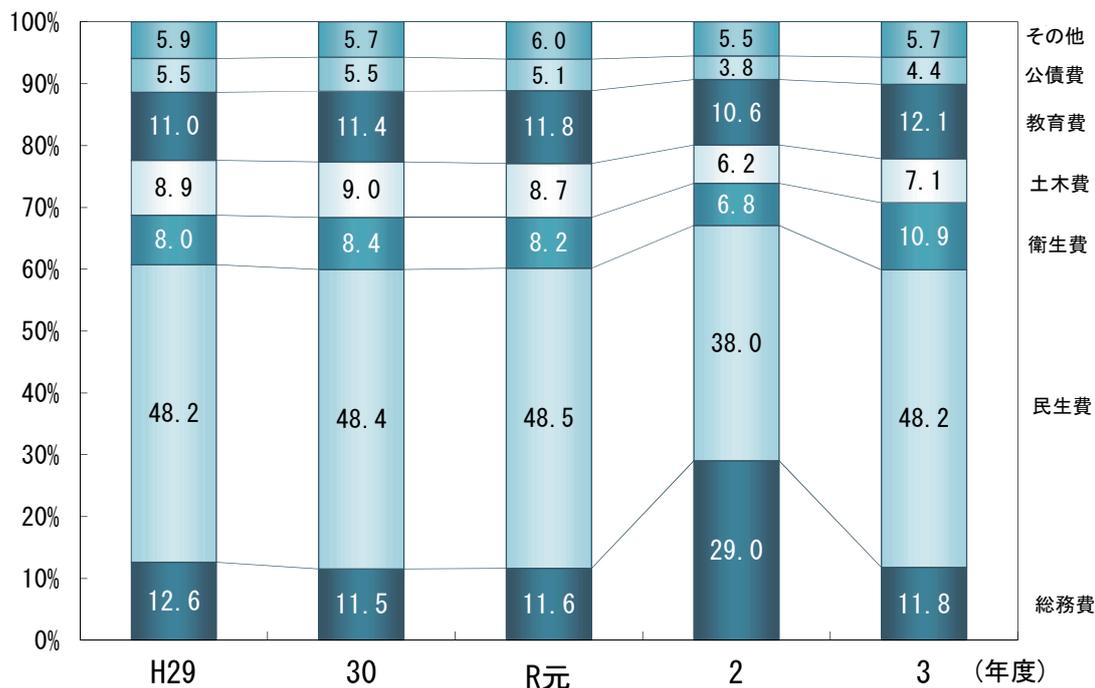
- (1) 民生費は、社会福祉費や児童福祉費の増加などにより、12.6%の増となった。
- (2) 教育費は、教育総務費の増加などにより、0.9%の増となった。
- (3) 総務費は、特別定額給付金給付事業の終了などにより、63.9%の減となった。
- (4) 衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増加などにより、40.9%の増となった。
- (5) 土木費は、都市計画費のうち区画整理費等の増加などにより、2.5%の増となった。

(表7) 歳出内訳(目的別)

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	1,919,418	100.0	2,163,738	100.0	△ 244,320	△ 11.3
総務費	226,594	11.8	628,314	29.0	△ 401,720	△ 63.9
民生費	925,043	48.2	821,582	38.0	103,461	12.6
衛生費	208,549	10.9	148,059	6.8	60,490	40.9
労働費	6,988	0.4	7,072	0.3	△ 84	△ 1.2
農林水産業費	7,049	0.4	8,013	0.4	△ 963	△ 12.0
商工費	25,096	1.3	33,125	1.5	△ 8,029	△ 24.2
土木費	136,722	7.1	133,411	6.2	3,310	2.5
消防費	55,236	2.9	56,767	2.6	△ 1,531	△ 2.7
教育費	231,563	12.1	229,531	10.6	2,032	0.9
公債費	83,914	4.4	82,470	3.8	1,444	1.8
その他	12,664	0.7	15,394	0.7	△ 2,730	△ 17.7

歳出(目的別) 構成比の推移



6 財政指標

(1) 実質収支比率

- 前年度から3.0ポイント増の10.3%となった。
- これは、主に実質収支が45.6%増加したことによるものである。

(2) 経常収支比率

- 前年度から2.9ポイント減の87.6%となった。
- これは、分子である経常経費充当一般財源等が、扶助費などが増加したことにより1.4%の増となったものの、分母である経常一般財源等が、地方交付税などが増加したことにより4.9%の増となったことによるものである。
- なお、減収補填債（特例分）、猶予特例債及び臨時財政対策債を分母から除いた率で比較すると、前年度から3.1ポイント減の90.0%となっている。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される実質公債費比率等は、暫定値を9月下旬に公表する予定である。

(表8) 財政指標の推移

(単位：%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質収支比率	(6.0)	(5.5)	(5.4)	(7.5)	(10.9)
	5.8	5.3	5.2	7.3	10.3
経常収支比率	(93.7)	(95.1)	(95.0)	(93.1)	(90.0)
	90.8	91.8	92.0	90.5	87.6

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。

※ 実質収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母から除いた率、経常収支比率の（ ）書きは、減収補填債（特例分）、猶予特例債及び臨時財政対策債を分母から除いた率である。

○実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

○経常収支比率

義務的経費等の経常経費に占める地方税等の経常一般財源等の割合を指標化し、財政構造の弾力性を示すもの

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補填債（特例分）} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

経常収支比率の推移



7 将来にわたる財政負担

(1) 地方債現在高

○ 学校教育施設等整備事業債の減などにより、前年度に比べ0.1%の減となった。

(2) 債務負担行為翌年度以降支出予定額

○ 公共施設の整備や運営管理等に係る支出予定額の増加などにより、前年度に比べ微増となった。

(3) 積立金現在高

○ 財政調整基金や減債基金、その他特定目的基金が増加となり、全体では、前年度に比べ11.8%の増となった。

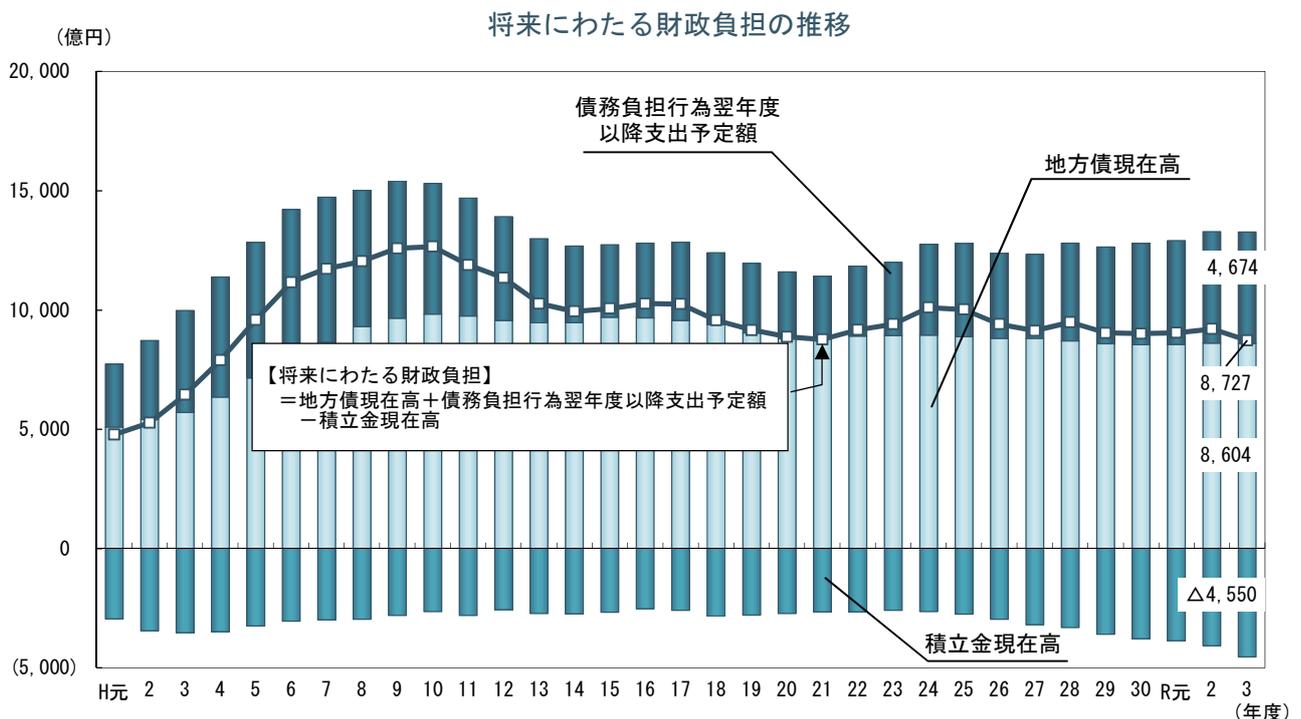
(4) 将来にわたる財政負担

○ 将来にわたる財政負担（地方債現在高+債務負担行為翌年度以降支出予定額-積立金現在高）は、地方債現在高が減少し、積立金現在高が増加したことなどにより、前年度に比べ5.3%の減となった。

(表9) 将来にわたる財政負担の状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	860,415	861,026	△ 611	△ 0.1
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	467,350	467,221	129	0.0
積立金現在高 C	455,034	407,052	47,982	11.8
財政調整基金	148,341	127,763	20,579	16.1
減債基金	6,306	4,528	1,778	39.3
その他特定目的基金	300,386	274,761	25,625	9.3
将来にわたる財政負担 A+B-C	872,731	921,195	△ 48,463	△ 5.3
標準財政規模 D	905,944	886,633	19,311	2.2
(A+B-C) / D × 100	96.3	103.9		



(表10) 各団体別決算収支

市町村名	歳入総額 A	歳出総額 B	額歳入歳出差引額 A-B=C	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 C-D=E	実質収支比率		比率	市町村名
						実質収支 C-D=E	比率		
八王子市	246,004,247	236,201,001	9,803,246	2,285,151	7,518,095	6.5	(7.1)	85.7	(87.2)
立川市	96,590,970	88,883,679	7,707,291	1,202,955	6,504,336	16.0	(16.0)	86.8	(86.8)
武蔵野市	80,799,412	76,957,203	3,842,209	26,127	3,816,082	9.1	(9.1)	84.2	(84.2)
三鷹市	80,516,306	78,311,614	2,204,692	17,177	2,187,515	5.6	(5.6)	91.5	(91.5)
青梅市	62,081,371	58,615,463	3,465,908	593,102	2,872,806	10.1	(11.1)	93.1	(98.4)
府中市	140,931,324	136,428,463	4,502,861	76,478	4,426,383	8.2	(8.2)	85.1	(85.1)
昭島市	52,893,142	49,581,461	3,311,681	72,130	3,239,551	14.1	(14.9)	84.1	(87.2)
調布市	108,072,221	100,798,818	7,273,403	567,018	6,706,385	13.9	(13.9)	89.8	(89.8)
町田市	200,807,500	191,617,973	9,189,527	1,045,389	8,144,138	9.7	(10.3)	86.7	(90.4)
小金井市	53,583,172	51,719,510	1,863,662	8,894	1,854,768	7.8	(7.9)	92.2	(92.2)
小平市	83,018,617	76,706,681	6,311,936	0	6,311,936	16.6	(17.9)	83.1	(87.5)
日野市	83,680,637	78,197,025	5,483,612	285,816	5,197,796	13.9	(15.0)	87.6	(92.5)
東村山市	70,827,132	67,350,236	3,476,896	169,942	3,306,954	10.5	(11.5)	86.7	(94.8)
国分寺市	59,366,470	56,465,640	2,900,830	512,562	2,388,268	9.6	(9.7)	94.3	(94.3)
国立市	35,253,305	34,182,290	1,071,015	39,765	1,071,250	6.2	(6.4)	97.4	(97.4)
福生市	29,802,966	28,293,775	1,509,191	51,439	1,457,752	11.6	(12.7)	85.7	(85.7)
狛江市	35,786,216	33,225,209	2,561,007	253,035	2,307,972	13.2	(14.4)	87.7	(90.3)
東大和市	39,429,145	36,391,028	3,038,117	125,733	2,912,384	16.0	(17.6)	90.8	(97.1)
清瀬市	38,105,882	35,703,524	2,402,358	282,801	2,119,557	12.8	(13.8)	88.5	(95.2)
東久留米市	50,470,918	46,871,244	3,599,674	684,377	2,915,297	11.9	(13.0)	89.0	(94.8)
武蔵村山市	33,521,811	32,205,435	1,316,376	16,557	1,299,819	8.6	(9.4)	88.3	(95.0)
多摩市	71,642,396	68,528,979	3,113,417	327,222	2,786,195	9.0	(9.2)	85.5	(85.5)
稲城市	39,607,171	37,238,365	2,368,806	182,759	2,186,047	11.4	(12.2)	88.2	(88.2)
羽村市	26,794,375	25,279,633	1,514,742	26,319	1,488,423	12.4	(13.4)	91.4	(98.3)
あきる野市	37,757,829	35,920,528	1,837,301	82,668	1,754,633	9.9	(10.8)	92.3	(99.7)
西東京市	85,173,925	80,334,621	4,839,304	1,027,575	3,811,729	9.1	(9.8)	89.5	(92.1)
瑞穂町	17,456,169	16,760,875	695,294	13,501	681,793	9.3	(9.6)	85.2	(87.0)
日の出町	10,950,050	10,386,127	563,923	27,622	536,301	11.5	(12.4)	87.2	(104.7)
檜原村	4,107,932	3,887,718	220,214	73,372	146,842	9.0	(9.3)	73.4	(75.1)
奥多摩町	7,529,279	7,128,989	400,290	0	400,290	13.7	(14.3)	72.4	(74.1)
大島町	9,024,248	8,829,208	195,040	0	195,040	5.0	(5.3)	87.4	(91.0)
利島村	1,574,540	1,484,830	89,710	0	89,710	19.1	(19.7)	84.9	(86.9)
新島村	4,258,663	3,935,651	323,012	0	323,012	16.1	(16.7)	73.5	(76.0)
神津島村	3,491,185	3,413,681	77,504	0	77,504	5.9	(6.1)	66.7	(67.7)
三宅村	4,750,084	4,553,200	196,884	0	196,884	10.4	(10.7)	69.1	(71.6)
御蔵島村	1,716,850	1,502,770	214,080	90,109	123,971	27.9	(28.7)	77.5	(79.8)
八丈町	8,846,059	8,602,492	243,567	88,955	154,612	3.8	(3.9)	78.3	(81.5)
青ヶ島村	1,224,002	993,997	230,005	191,028	38,977	12.9	(13.3)	95.2	(95.2)
小笠原村	6,173,747	5,928,723	245,024	99	244,925	11.3	(11.7)	69.9	(71.6)
市計	1,942,518,460	1,842,009,398	100,509,062	9,962,991	90,546,071	10.4	(10.9)	87.8	(90.2)
西多摩計	40,043,430	38,163,709	1,879,721	114,495	1,765,226	10.6	(11.1)	85.2	(88.3)
島しょ計	41,059,378	39,244,552	1,814,826	370,191	1,444,635	8.7	(9.1)	77.1	(79.7)
町村計	81,102,808	77,408,261	3,694,547	484,686	3,209,861	9.7	(10.1)	81.3	(84.1)
市町村計	2,023,621,268	1,919,417,659	104,203,609	10,447,677	93,755,932	10.3	(10.9)	87.6	(90.0)

(単位:千円、%)

令和4年9月27日に公表した速報値から
変動はありません。

令和4年11月28日
総務局

令和3年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要（確報）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第4項及び同法第22条第3項の規定に基づき、都内区市町村等（62区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合）の令和3年度決算に基づく健全化判断比率等（健全化判断比率及び資金不足比率）の概要を公表します。

※ 健全化判断比率等についての定義及び基準については、別紙1をご覧ください。

1 健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません。

※ 団体別の健全化判断比率について、特別区分は別紙2を、市町村分は別紙3をご覧ください。

(1) 実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

(2) 連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準25%以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体もありません。

(4) 将来負担比率

早期健全化基準350%以上の団体はありません。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません。

※ 団体別の資金不足比率については、別紙4をご覧ください。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は73です。

3 総 括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策、ポスト・コロナを見据えた対策、原油・原材料価格・物価高騰等対策、超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策など多岐に渡る財政需要の増大に伴い、今後、地方債の発行や基金の取崩しにより、指標が悪化することも懸念されます。

このため、各区市町村においては、これらの指標に基づき、一般会計等はもとより、地方公営企業、土地開発公社、第三セクター等の経営も含めた団体全体の財政状況を分析・把握し、引き続き、財政運営の一層の健全化に取り組んでいく必要があります。

※ なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、各指標は都区財政調整制度の数値等を用いて算出しています。

<問合せ先>

総務局行政部区政課

電話 03-5388-2426

総務局行政部市町村課

電話 03-5388-2432

【用語の定義】

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} \quad (\text{3か年平均}) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等（区市町村）】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

令和3年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
千代田区	—	—	—	—	-0.6	-0.2	—	—
中央区	—	—	—	—	0.0	-0.2	—	—
港区	—	—	—	—	-1.4	-1.6	—	—
新宿区	—	—	—	—	-3.2	-3.5	—	—
文京区	—	—	—	—	-4.4	-4.5	—	—
台東区	—	—	—	—	-2.7	-2.7	—	—
墨田区	—	—	—	—	-1.2	-1.2	—	—
江東区	—	—	—	—	-3.5	-3.7	—	—
品川区	—	—	—	—	-4.4	-4.5	—	—
目黒区	—	—	—	—	-4.0	-4.0	—	—
大田区	—	—	—	—	-2.6	-3.7	—	—
世田谷区	—	—	—	—	-3.6	-3.8	—	—
渋谷区	—	—	—	—	-3.8	-3.8	—	—
中野区	—	—	—	—	-4.0	-3.5	—	—
杉並区	—	—	—	—	-5.2	-5.6	—	—
豊島区	—	—	—	—	-1.5	-1.7	—	—
北区	—	—	—	—	-2.9	-3.0	—	—
荒川区	—	—	—	—	-1.4	-0.3	—	—
板橋区	—	—	—	—	-4.4	-4.6	—	—
練馬区	—	—	—	—	-2.5	-3.1	—	—
足立区	—	—	—	—	-3.8	-3.6	—	—
葛飾区	—	—	—	—	-1.8	-1.6	—	—
江戸川区	—	—	—	—	-5.7	-5.7	—	—
特別区平均	—	—	—	—	-3.3	-3.4	—	—

【備考】1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。
2 平均値は加重平均である。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（市町村分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
八王子市	－	－	－	－	-0.6	-0.9	－	－
立川市	－	－	－	－	1.8	1.8	－	－
武蔵野市	－	－	－	－	-1.1	-0.7	－	－
三鷹市	－	－	－	－	0.8	1.0	－	4.0
青梅市	－	－	－	－	2.4	2.6	－	－
府中市	－	－	－	－	3.2	3.0	－	－
昭島市	－	－	－	－	0.4	0.5	－	－
調布市	－	－	－	－	0.7	0.4	8.2	11.6
町田市	－	－	－	－	0.9	0.5	－	－
小金井市	－	－	－	－	1.6	1.8	－	13.8
小平市	－	－	－	－	2.0	2.0	－	－
日野市	－	－	－	－	-2.4	-2.3	13.8	19.9
東村山市	－	－	－	－	2.4	2.3	－	－
国分寺市	－	－	－	－	-0.6	-1.6	5.7	－
国立市	－	－	－	－	0.7	0.0	－	－
福生市	－	－	－	－	-3.0	-3.1	－	－
狛江市	－	－	－	－	1.4	1.7	－	6.3
東大和市	－	－	－	－	-1.5	-2.2	－	－
清瀬市	－	－	－	－	3.9	3.7	37.2	41.9
東久留米市	－	－	－	－	-0.1	0.1	－	－
武蔵村山市	－	－	－	－	0.8	0.3	－	－
多摩市	－	－	－	－	2.9	2.0	－	－
稲城市	－	－	－	－	3.1	3.0	19.5	34.6
羽村市	－	－	－	－	0.6	1.0	0.3	9.6
あきる野市	－	－	－	－	6.0	7.1	33.1	41.1
西東京市	－	－	－	－	2.3	2.1	8.6	19.5
瑞穂町	－	－	－	－	0.6	0.6	－	6.0
日の出町	－	－	－	－	4.1	4.4	－	－
檜原村	－	－	－	－	1.9	4.2	－	－
奥多摩町	－	－	－	－	7.3	7.1	－	－
大島町	－	－	－	－	11.8	11.8	95.5	121.7
利島村	－	－	－	－	6.4	4.9	－	－
新島村	－	－	－	－	6.1	6.0	－	－
神津島村	－	－	－	－	2.9	2.7	－	－
三宅村	－	－	－	－	6.2	5.6	－	－
御蔵島村	－	－	－	－	5.6	4.8	－	－
八丈町	－	－	－	－	12.0	12.2	－	－
青ヶ島村	－	－	－	－	-0.9	-0.7	－	－
小笠原村	－	－	－	－	4.1	5.4	－	－
市町村平均	－	－	－	－	1.1	1.0	－	－
市平均	－	－	－	－	0.9	0.8	－	－
町村平均	－	－	－	－	5.4	5.5	－	－

【備考】1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「－」と表記している。
2 平均値は加重平均である。

令和3年度決算に基づく資金不足比率一覧表

(単位：%)

団体名	特別会計の名称	資金不足比率		団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		3年度	2年度			3年度	2年度
八王子市	下水道事業会計	—	—	西東京市	下水道事業会計	—	—
立川市	下水道事業	—	—	瑞穂町	瑞穂町下水道事業会計	—	—
武蔵野市	水道事業	—	—	日の出町	下水道事業特別会計	—	—
武蔵野市	下水道事業	—	—	檜原村	簡易水道特別会計	—	—
三鷹市	下水道事業会計	—	—	檜原村	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	病院事業会計	—	—	奥多摩町	病院事業会計	—	—
青梅市	モーターボート競走事業会計	—	—	奥多摩町	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	下水道事業会計	—	—	大島町	水道事業	—	—
府中市	競走事業会計	—	—	大島町	公共浄化槽整備推進事業	—	—
府中市	下水道事業会計	—	—	利島村	簡易水道事業特別会計	—	—
昭島市	中神土地区画整理事業特別会計	—	—	利島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
昭島市	水道事業会計	—	—	新島村	簡易水道事業会計	—	—
昭島市	下水道事業会計	—	—	新島村	と畜場事業会計	—	—
調布市	下水道事業会計	—	—	新島村	下水道事業会計	—	—
町田市	町田市病院事業会計	—	—	神津島村	農業集落排水特別会計	—	—
町田市	町田市下水道事業会計	—	—	神津島村	簡易水道特別会計	—	—
小金井市	下水道事業会計	—	—	三宅村	旅客自動車運送事業会計	—	—
小平市	小平市下水道事業会計	—	—	三宅村	簡易水道事業会計	—	—
日野市	下水道事業会計	—	—	御蔵島村	簡易水道事業会計	—	—
日野市	市立病院事業会計	—	—	御蔵島村	観光施設事業会計	—	—
東村山市	下水道事業会計	—	—	八丈町	水道事業会計	—	—
国分寺市	下水道事業会計	—	—	八丈町	一般旅客自動車運送事業会計	—	—
国立市	下水道事業会計	—	—	八丈町	病院事業会計	—	—
福生市	福生市下水道事業会計	—	—	八丈町	浄化槽設置管理事業会計	—	—
狛江市	下水道事業会計	—	—	青ヶ島村	簡易水道事業特別会計	—	—
東大和市	土地区画整理事業特別会計	—	—	青ヶ島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
東大和市	下水道事業会計	—	—	小笠原村	簡易水道事業特別会計	—	—
清瀬市	下水道事業会計	—	—	小笠原村	浄化槽事業特別会計	—	—
東久留米市	下水道事業会計	—	—	特別区競馬組合	特別区競馬組合一般会計	—	—
武蔵村山市	下水道事業会計	—	—	阿伎留病院企業団	病院事業会計	—	—
武蔵村山市	都市核地区土地区画整理事業特別会計	—	—	昭和病院企業団	病院事業会計	—	—
多摩市	下水道事業会計	—	—	福生病院企業団	福生病院企業団病院事業会計	—	—
稲城市	病院事業会計	—	—	青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計	—	—
稲城市	下水道事業会計	—	—	東京都六市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
羽村市	羽村市水道事業会計	—	—	東京都四市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
羽村市	羽村市下水道事業会計	—	—	東京都三市収益事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
あきる野市	下水道事業会計	—	—				

【備考】1 資金不足額がない場合は、「—」と表記している。

2 大島町の公共浄化槽整備推進事業は令和3年度から対象となったため、令和2年度は該当がない。

3 主な用語の説明

本資料における主な用語については次のとおりである。

○地方公共団体関係

- 1 **都市** 狭義には、市のうち地方自治法による指定を受けた政令指定都市等（政令指定都市、中核市及び特例市）以外のものをいう。令和3年度末現在、東京都内の市は、八王子市を除き、この「都市」に分類される。
- 2 **一部事務組合** 都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体（特別地方公共団体）のこと。

○決算統計基本用語

- 1 **地方財政状況調査** 総務省が毎年度行う地方財政に関する統計調査。この調査結果は、国会に報告され、「地方財政の状況」（地方財政白書）として公表される。
- 2 **普通会計** 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。普通会計としてとりまとめる統計及びこの集計結果を通常、決算統計と称する。
- 3 **地方公営事業会計** 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、交通災害共済事業等に係る会計の総称
- 4 **決算額** 本資料においては、特に断りのない限り、都内各市町村の普通会計決算額の合計額（市町村決算額）を指す。
- 5 **形式収支** 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額
- 6 **実質収支** 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度以降に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額
- 7 **単年度収支** 実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
- 8 **実質単年度収支** 単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

○歳入関係

- 1 **一般財源** 通常、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額を指す。市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車環境性能割交付金及び法人事業税交付金を加算した額をいう。
- 2 **一般財源等** 一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金など、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。
- 3 **地方譲与税** 国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。
- 4 **地方特例交付金** 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金をいう。
- 5 **地方交付税** 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ

税のそれぞれの一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税とがある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

- 6 **基準財政需要額** 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccc} \text{単位費用} & \times \text{測定単位} & \times \text{補正係数} \\ (\text{測定単位1当たり費用}) & (\text{人口・面積等}) & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

- 7 **基準財政収入額** 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$(\text{市町村の場合}) \quad \text{標準的な地方税収入} \times 100 \text{ 分の } 75 + \text{地方譲与税等}$$

- 8 **国庫支出金** 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等をいう。
- 9 **都(道府県)支出金** 都(道府県)の市町村に対する支出金。都(道府県)が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都(道府県)が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
- 10 **財源対策債** 昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債
- 11 **減収補填債** 地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。
- 12 **減税補填債** 恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行する地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。平成19年度地方債計画において皆減となった。
- 13 **臨時財政対策債** 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。令和2年度から4年度の間に係る特例とされており、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。
- 14 **猶予特例債** 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方税法の改正により、地方税の徴収猶予の特例制度が設けられたことに伴い、地方公共団体に生じる一時的な減収を埋めるため、猶予相当額について発行する地方債。

○歳出関係

- 1 **目的別歳出** 行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。
- 2 **性質別歳出** 経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。
- 3 **義務的経費** 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいう。職員給等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
- 4 **投資的経費** 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

- 5 **補助事業** 地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業
- 6 **単独事業** 地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業
- 7 **国直轄事業** 国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するものである。

○財政分析指標

- 1 **経常収支比率** 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等(経常一般財源等)、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合
- 2 **公債費負担比率** 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合
- 3 **実質収支比率** 実質収支の標準財政規模に対する割合
- 4 **財政力指数** 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の直近3か年度の平均値
- 5 **標準財政規模** 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

○地方財政計画等

- 1 **地方財政計画** 内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。
- 2 **地方債計画** 地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画
- 3 **債務負担行為** 数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。
- 4 **基金** 条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。その性質・目的から、積立基金(財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金)と定額運用基金(定額の資金を運用するための基金)とに分類することができる。
- 5 **財政調整基金** 積立基金のうち、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するもの
- 6 **減債基金** 積立基金のうち、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられるもの
- 7 **特定目的基金** 積立基金のうち、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金